

平成23年第2回

農林水産省政策評価第三者委員会議事録

開催日時:平成23年7月27日(水) 15:00~18:15

開催場所:農林水産省第3特別会議室

出席者:(委員)阿部委員、大熊委員、左近委員、新福委員、畠山委員、速水委員、
福士委員、堀口委員、山本委員

(当省)筒井農林水産副大臣、政策評価審議官、情報評価課長、情報評価課情報
分析・評価室長、総合食料局総務課長、総合食料局流通課長、消費・安全
局食品安全危機管理官、生産局総務課生産推進室長、経営局総務課長、
農村振興局農村計画課長、林野庁企画課長、水産庁企画課長、環境バイ
オマス政策課バイオマス推進室長ほか

午後3時00分開会

○金丸情報評価課長 それでは、定刻になりましたので「農林水産省政策評価第三者委員会」を開催させていただきます。

初めに、筒井副大臣からごあいさつをいただきます。

○筒井副大臣 本日は、第2回目の会合に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

そして、今日は、気仙沼から畠山さんも参加をいただいております。畠山さんを始めとして、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第です。

今、農林水産省は、この大震災からの復旧・復興、このためにも全力を挙げているところです。そして、戸別所得保障政策、これをモデル事業から水田だけではなくて畑作にも、あるいは漁業に対しても、森林・林業の直接支払制度としても、更には畜産関係にも広げているところです。

そして、6次産業化、これも3本柱の1つの柱として、今、一生懸命取り組んでいるところであります。

これらの政策に関しまして、常に検証し、その成果がどうだったのか、これを明らかにしていかなければいけないと考えているところです。それらのことに関しまして、皆様の御協力を、これからも是非お願いをしたいと、このお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

○金丸情報評価課長 ありがとうございます。それでは、本日の委員会ですが、高崎委員及び田中委員が自己都合により、委員を辞任されたことから、2名の方に新たに就任いただいております。お二人の委員を御紹介させていただきたいと思っております。

左近委員です。

福士委員です。

本日は、副大臣のごあいさつにもありましたが、御承知のとおり、このたびの東日本大震災で甚大な被害に遭われました畠山委員に御出席いただいております。

畠山委員は、宮城県気仙沼市でカキの養殖業を営んでおられますが、現地の被害の状況や復旧・復興の状況などについて、冒頭にお話をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○畠山委員 畠山です。このたびは、3月11日に未曾有の大津波に遭ってしまいました。現地においでになった方もいらっしゃるかと思いますが、とてもとても想像を絶するような津波でありました。

三陸リアス式海岸は、もともと津波の常襲地帯でありますので、ある程度の覚悟はしていたのですが、私の津波の経験は、50年前のチリ地震津波でした。高校2年生のときにその津波を受けました。自分もそろそろ古老に近づいてきておりますが、三陸は、そのころから、一生の間に大体2回は津波に遭うと言われているのですね。

チリ地震津波の前は、昭和8年にありまして、その前は、明治29年というのがあるのですが、80歳過ぎの方が、もうチリ地震津波は終わったから、昭和8年とチリ地震津波を経験したから、もうないだろうと思っていたら、最後におぶわれて逃げるような大津波に遭ってしまったということで、非常にショックを受けています。今、そのショックを受けた方々が、津波で助かったにもかかわらず、次々と、残念ながら亡くなるということが増えております。

私の地区は52軒の家がありますが、なんと44軒流れてしまいました。私の家だけは海拔が25m近くにありますので、家だけは助かりましたが、その他の商売の、いろいろな養殖の施設とか、カキ処理場だとか、冷蔵庫だとか、そのような類のものは、何一つ残らず、一切なくしてしまいました。

このような津波は、東北大学の調べでは、今から千二百何十年前の貞観というときにあったそうです。

明治29年の津波は、どちらかといいますと、少し岩手県に偏っておりましたが、今回は、少し宮城県にシフトしまして、南北500kmにわたるような、あのようなことになったわけです。ですから、今回の最大の被害地は、石巻というところ、また、宮城県の南、県南の方の平らなところ、今まで津波はないと言われていたところがもろに被害を受けてしまいました。死者の数も、宮城県は岩手県の約倍の数です。もうしばらく呆然としておりまして、何も手がつかないでおりましたが、やっと皆さん、うちの近所の人たちも仮設住宅に入ることができまして、ほっとしておるところです。津波の直後は、そんな危ないところには、だれも帰りたくないみんな言っていたのですが、2か月ほどしてきましたら、やはり海の見える高台に家を建てて、そこに帰りたいと、みんな言っているんですね。それで、港に小船を浮かべて、祭りをしたり、アワビを取ったり、ウニを取ったりするような生活に、また戻りたいというのが、三陸の沿岸域の漁師を中心とした人たちの願いなわけですね。

ですから、本当に津波の歴史があって、そんな危ないところにどうして住むのだと、皆さんもお思いになるかもわかりません。海の見える景色のところに住む、海でしか生活の糧を得るものがないという、厳しさもありますけれど、海にさえ出れば何とか食っ

ていけることができると、そういうことが、また海に戻る心ではないかと思っております。

私自身も父親の代からのカキの養殖業という仕事で、私は2代目をやっております。私ももう少しで古希なものですから、息子たちに、もうおれは引退するからと、実は今年の春、息子たちに任せるといって段取りを取っていたのです。それで震災にあってしまったので、もう2、3年くらいまた頑張らなければいけないかなと、そんな心境です。

一番の復興の足かせになっているのが、地盤沈下ですね。地盤沈下して、つまり埋立地は全部海になってしまったということです。従って、岸壁も使えませんし、水産加工場や冷蔵庫を建てる人たちが、その土地が定まらないので、前に進めないと、やる気を持っている人もいっぱいいるのです。どの水位に土地を定めるかというのが、なかなか決まらないというのが足かせになっております。その部分が最もお金のかかる場所でもありますし、個人ではどうしようもないような、そういう状況です。

それが、岩手県から福島県までずっと広がっているというところに、今回の最も先の見えないことが、今、あるわけです。

でも、とにかく生きなければいけないですから、私なりに復興計画といいますか、そういうものをみんなで考えて、今、進もうとしております。まず、住宅地は小高い丘の上を開いて、そこに何とか家を建てるということをみんな希望しております。市が窓口ですが、そういうところにどうしたら国の助成を得て造成地を設けてもらうかということが、今の1つの大きな目標になっております。

岩手県の場合も、繰り返して、津波は受けております。人間の記憶というのは、せいぜいやはり30年か50年でだんだん薄れてきまして、2代くらいまでは何とか語り継がれていますが、3代になると、もう忘れてしまっているんですね。どうしても海辺に近づいてくると。

だから、今度の津波の水位といいますか、それ以下には住宅地は建てないということにしないと、また、このような2万人を超すようなことになりかねないということが、やはり一番重要なところではないかと思っております。仕事場はある程度海辺につくるのはやむを得ないとしても、住宅地は何とかそこにとどめるというような線引きをするのが、将来に向けて一番重要なことになるのではないかと思っております。

我が家は、カキの養殖業であります。養殖業のいかだというのはスギの木です。戦後植えたスギの木を非常に邪魔にしていたのですが、出番が来ました。今、息子たちも山へ行ってチェーンソーを持って、海で働いていた人間が山へ行って、木を切って、ボランティアの方々に手伝ってもらって、海辺までそのスギの木を出しまして、いかだを組んでいるところです。既にいかだを、大体流された分の半分ぐらいまでは復帰させました。スギは役立たずと思われていましたが、やはりいざとなると、スギは大事だなということも思っております。

また、幸いなことに、石巻の万石浦というところに、去年取ったカキの種が残ってございましたので、それを早速購入しまして、それをロープに挟んで海に下げるという作業をしました。大体、半分ぐらいまでは、そういう仕事の復帰が私のところでは果たして

おります。

もう再建をあきらめるといふ人たち、船もやられた、家もやられたといふ人は、そういう人も多いのですが、やめるのをちょっと待てといふことで、そういう人たちを集めて、共存のような形で復帰を進めております。

国からのいろいろな支援の話も、これは3次補正が通らないと、まだ来ないということも言われていますが、待ちきれないですので、もう動いております。待ちきれないで動いた部分は、行政用語で事前着工といいますか、事前にその仕事をしたといふことで、それは補助が認められないということをよく言われるそうですが、やはり季節でやらないと、そのまた1年遅れてしまいますので、その辺のところも是非いろいろお考えいただければと思っております。

とにかく、ものすごくたくさん家を建てなければいけないものですから、この復興計画のキーワードは、どうしたら、その近くの木を使うかということに、私はかかっているのではないかと考えているわけです。

こちらに速水委員もいらっしゃいますが、とにかく戦後植えたスギが流域に全部ありますので、これを何とかうまく使って、しかも土地を造成するということは、山の木を切らなければいけないですから、木が出ます。そういう木は、多分使い勝手が余りいい木ではないと思うのです。それを何とか使い勝手がいいようにする技術もいろいろ出ておるようです。また、速水委員から以前お話がありましたように、小さな製材所、このような各地に小回りの効くものがあれば、近くの木を使うことができます。宮城県だけで何万軒といいますから、多分半壊まで入れれば5万軒ぐらい家を建てなければいけないのではないのでしょうか。この木を、何とか国産材を使うということが、今回の震災の復興のキーワードになると考えています。

それで、限界集落、今、そういうふうにも言われておりますが、こうした山奥は、木が売れないから限界集落になるわけです。ですから、何とかこの木が売れるような仕組みをお考えいただければと思っております。

近くに製材所があって、木を切らなければいけないし、そうすると、大工さんもすぐ動きますし、雇用が生まれます。海の漁がなかなか一気に復活しないですから、では、その間、そういうことでアルバイトをしようかと、そして、森に手が入って、間伐が進んで、森が明るくなれば、下草が生えて、下草が生えれば、海に対する養分が川から実は供給されてくると、これは持論なわけですが、何か気がついてみたら、海も豊かになっているということになります。海に、相変わらず、種苗を放流するということだけで海を豊かにするという発想はやめていただいて、やはり流域の森林に手を入れるところが、実は思わぬ、森と川と海とをつないだ復興、三陸リアス式海岸の復興につながるという発想を是非、この際、お持ちいただければと願っております。

今朝、岩手県の一ノ関というところから新幹線にりましたが、岩手県の新聞を見ましたら、なんと大船渡の前の近くの定置網にマグロが大量に捕獲されたというんですね。私たちも千年に1回のこの自然の大災害で、海がどうなるかというのを非常に心配しましたが、このようなこともあるのです。

しかし、宮城県の水産試験場を始め、東北大学の水産施設も全滅ですので、研究者が

全然動けないのです。たまたま私は京都大学と関わっておりますので、京都大学からプロフェッショナルが来てくださいますし、その調査を2か月後くらいから、ずっと、今、追いかけております。

この結果、海は大丈夫だということがわかりました。カキとか植物連鎖の底辺を占めるプランクトンは、もう十分にありますし、酸素量も十分でありますし、海底の泥の中に、最初はちょっと油があったのですが、それもいいバクテリアが繁殖して、もうほとんど油も大丈夫です。

水の中に陸から流れた重金属のようなものがあるのではないかとということも懸念しましたが、そういうものも全く心配がないことが、京都大学の分析でわかりました。

農地は塩害で米をつくるのが、少し時間がかかりますが、海はすぐ使える状態です。養殖の施設を何とか秋までに回復させて、お陰様でカキの種が、今年の夏の種が石巻の万石浦でもう取れました。こうして種が取れましたし、秋になれば、海藻類ですね、ワカメなどは種をやれば、来年の春には収穫できます。

11月にはホタテ貝が北海道から移入できますので、これを入れれば、来年の夏にはもう出荷できます。海の勝負は早いです。ですから、これからもろもろの相談をしていただいて、支援を円滑にさせていただければ、私は、思っているよりも海の復活は早いんじゃないかというふうにも思っておりますので、そのような御支援のお願いを申し上げます。私のあいさつに代えさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

○金丸情報評価課長 ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。

副大臣は、公務が重なっておりますので、ここで御退席されます。

(筒井副大臣退室)

○金丸情報評価課長 当委員会は、公開されておまして、本日は、一般公募による傍聴の方が8名みえます。御承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

資料がたくさんありますが、一覧を付けておりますので、不足がありましたら、挙手をいただければ、対応させていただきます。

まず、議題の1、平成23年の政策評価の進め方について、阿部情報分析・評価室長から説明させていただきます。

○阿部情報分析・評価室長 それでは説明させていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。

「平成23年の政策評価の進め方について」とあります。先ほど、畠山委員からお話がありましたように、東日本大震災に伴う甚大な被害があったということで、評価に必要なデータ収集あるいは業務体制等へ影響が出ております。

また、一方で、総務省からは、4月末に、震災対応に支障が生じない範囲で政策評価を実施すること、メリハリのあるわかりやすい評価を推進する等の観点から目標管理型の政策評価への改善ということで試行的取組を実施するという事の方針が示されているところです。

こうしたことを受けまして、今年度の政策評価については、これから説明させていただくように、例年と比べ、可能な限り、効率化、簡素化を図るということにしております。

まずは、総務省からの通知について、簡単に御説明させていただきます。資料の1-1をごらんいただければと思います。

「(1) 背景等」です。まず第一に、政策評価と行政事業レビューの役割分担と有機的連携を図るということ、メリハリのあるわかりやすい政策評価を推進することが求められているところです。このため、目標管理型の政策評価を導入し、政策体系や政策ミッションの明確化、PDCA サイクルを通じたマネジメントの向上、国民に対する説明責任の徹底に資する必要があるということです。

ここで言います「目標管理型の政策評価」、これは下の※印にありますように、政策の実施前に目標を設定して、実施後に目標の達成度合について事後的に評価を行うということです。当省では、御承知のとおり、従来からこうした取組を行っておりますが、各省で取組が異なるということで、このような形で各府省に通知が出されているということです。

また、3つ目のポツにありますように、政策評価が政務三役等によるマネジメントにおいて積極的に活用され得るものとして使うということ、説明責任を徹底するというための、統一的な標準様式の導入が必要とされているところです。

なお、23年度については、試行的取組ということで、震災対応に影響が生じない範囲で評価を実施することとされているところです。

続いて「(2) 22年度実施施策に係る評価書」についてです。簡素合理化、統一性、一覧性の確保といった観点から、後ろから2枚目の裏の資料、別紙2「目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式(素案)」にありますように標準様式が示されているところです。今年度につきましては、各府省で使い勝手の良いように様式の修正、カスタマイズを行ってもよいということになっております。当省といたしましても、達成度合が悪い場合の要因分析を追記するという工夫をさせていただいているわけです。

再び戻っていただいて、大変恐縮です。1枚目です。(2)の2番目のポツですが、毎年度の評価は、実績のモニタリングのみを行い、数年に1回の総括的評価を行うことも可能とされているわけです。ただ、こうした一方、目標達成がされない分野などについては、掘り下げた分析を行うことが推奨されております。

「(3) 23年度実施施策に係る事前分析表」ですが、後ろから2枚目の表、別紙1とあります。ここで様式が示されております。これについては、本来は年度初めに作成すべきものですが、今年は、総務省の方から4月下旬に示されたということで、11月中に作成、公表すればよいということになっております。

続きまして、資料1-2をごらんいただければと思います。

「平成23年の政策評価の対象と進め方について」です。まず「(1) 22年度に実施した政策の評価」についてです。①にありますように、今年度については、22年度政策の目標に対する実績値をモニタリングすることとしております。

この実績値につきましては、被災地のデータを除くなど対応可能な範囲で把握すると

いうこと、また、震災に関連した指標、例えば、津波被害発生のおそれがある農地面積など前提が崩れてしまった指標に関しては把握を行わず、改めてその在り方を考えていくということにしています。数を申し上げますと、全部で128指標、把握すべきデータの一部が欠ける指標が19指標、震災に関連して実績値の把握を行わないものが14指標となっております。

また、②にありますように、当省独自の取組として、目標の達成度合の判定を行っております。このうち、達成度合の悪かった指標が9指標あります。これらについては有効な改善方向の提示に資するよう要因分析をすることとしております。この要因分析の対象につきましては、達成度合がCまたは有効性に問題があった指標となります。加えて、前年度の実績値を下回った指標のうち、達成度合が100%を超えていないもの、またはおおむね有効となっていないものも対象としているところです。

④ですが、本日、御議論いただく22年度に実施した政策の評価結果の決定、公表につきましては、概算要求等と同日を予定しているところです。

以上が、22年度に実施した政策に関する評価についてです。モニタリング評価の具体的な内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に(2)23年度に実施する政策についてです。①にありますように、23年度政策の目標については、昨年8月に御議論いただき、既に設定済みですが、先ほど御説明させていただいたとおり、11月を目途に、事前分析表を作成する予定です。

また、目標等については、例えば、昨日、森林・林業基本計画が決定されましたが、昨年8月以降に策定された計画の内容を反映するという、あるいは、必要に応じてモニタリング結果なり、東日本大震災の影響等を踏まえて見直しをするということです。

③にありますように、この事前分析表につきましては、秋ごろを目途に、委員会を開催し、皆様に御意見をいただきたいと考えております。

2ページの「(3)総合評価」です。統計関係ということで、これにつきましては、6月中旬に公表させていただいたところです。

「2. 税制について」とありますが、これにつきましては、現在、省内で要望事項を検討中です。まとまった段階で委員の皆様改めて御意見をお伺いするということにさせていただいております。

「3. 公共事業について」、3ページの「4. 研究開発について」、これらにつきましては、農政局の技術検討会や技術会議の専門委員会の知見も活用しながら作業を進めております。結果につきましては、概算要求と併せて公表する予定にしております。

続きまして、3ページの「5. その他」です。1つ目の○にあります。災害復旧事業につきましては、従来から政策評価の対象外にしているということです。今回の震災に伴う事業につきましても、評価は行わないということとしております。2つ目の○ですが、政策目標を効率的に達成するために、予算執行を弾力化等できる成果重視事業というものが。当省では3事業ありますが、これについても事後評価を実施するというものです。

以上で、23年の政策評価の対象と進め方について、御説明を終わらせていただきます。

す。

○金丸情報評価課長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

それでは、引き続きまして、議題の2、平成22年度に実施した政策の評価についてです。

まずは、政策分野1から11につきまして、説明させていただき、その後、意見交換に移ります。休憩をとっていただいた後、次に、政策分野12から17の説明をさせていただき、再度意見交換をさせていただくという形で進めさせていただきます。

また、その後には、成果重視事業につきましても御議論いただきたいと考えております。

それでは、阿部室長より、政策分野1から11の全体的な説明をさせていただき、その後、担当部局より要因分析について説明させていただきます。

○阿部情報分析・評価室長 資料2のA3の横版です。1ページをごらんください。

まず、表の見方について御説明させていただきたいと思います。一番上の政策評価体系とありますが、大目標、中目標、政策分野等の項目については、農林水産省の使命の下で、食料・農業・農村基本計画等の長期計画に沿ったものとなっております。

次に目標です。どのようなことを実現するのか、どのような成果をもたらすのかを示したものです。指標につきましては、この目標の達成度合を検証するために必要なデータということになっております。

その下の達成度合です。定量的に判定する場合、原則Aランクについては、目標に対する達成度合が90%以上、Bランクについては、50%以上90%未満、Cランクについては、50%未満となっております。定性的に判定する場合は、おおむね有効、有効性の向上が必要である、有効性に問題があるという3つの段階になっておりまして、判断基準については、それぞれの評価書に記載をしております。

先ほど説明させていただきましたとおり、今年度の政策評価については、基本的に実績値のモニタリングを中心に行うとしております。この中で、特に達成度合の悪いもの、これについては要因分析を行って、今後の政策に反映させるということです。本日は、ここに焦点を当てて御議論をいただければと思っております。

下の方にあります、オレンジで色を付けているところですが、これは要因分析を行った指標です。達成度合がCランクのもの、有効性に問題があるというふうにされたもの、あるいは前年度の実績値を下回った指標であって、達成度合が100%未満、又はおおむね有効でないものとなっております。

その下の水色を付けているもの、これにつきましては、把握すべきデータの一部が欠けている指標でして、被災地以外のデータのみで実績値を把握しているものです。紫色については、先ほど申しました震災に関連する指標ということで、今年度の評価を行わないものです。

それでは、具体的なモニタリング結果について見ていきたいと思っております。

2 ページの中目標 1、食料の安定供給の確保です。

まず、政策分野 1 の食の安全と消費者の信頼の確保です。この分野につきましては、A あるいは B、おおむね有効なものが多くなっておりますが、達成度合が C のものがあります。色で付けておりますが、② (イ) 中小規模層の食品製造業者における HACCP 導入率です。

この要因分析につきましては、後ほど担当部局から説明するというようにしております。その他の達成度合が悪い指標についても、同様に担当部局から後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

次に 3 ページです。政策分野 2 の国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化です。

ここでは、色の付いた部分、C ランクとなっている指標がいくつもあります。(1) の農業と国民の結び付きの強化のうち、(エ) の米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数のほか、(キ) ばれいしよを除いた加工業務向け指定野菜の出荷量、(コ) 国産花きの産出額、(サ) チーズ向け生乳の生産量の 4 つがあります。

この他、(シ) の国産牛肉の生産量につきましては、B ランクということになっておりますが、昨年度から実績値が下回っているということで要因分析を行っているところです。

一方で、目標を既に大きく上回ったものもあります。緑色で色を付けているところですが、150%を超える達成度合になったものということで便宜的に整理しておりますが、(カ) の大豆の単収向上技術、300A 技術等の導入面積です。

これにつきましては、数量払いを基本とする戸別所得補償制度の本格実施を前に、各現場で 300A 技術の実証展示を支援したことなどにより、単収向上技術の導入が進み、実績がかなり上がったということです。

このような達成度合が 150%を超えたものにつきましても、後ほど御質問なり、御疑問がありましたら御発言いただければと思っております。

次に 4 ページです。政策分野 3、食品産業の持続的発展です。

この分野につきましては、150%を超えた指標が 1 つあります。(3) ① (イ) のアジアにおける我が国食品産業の現地法人数です。この理由につきましては、投資国であるアジア各国において、リーマンショックの影響が少なかったということに加え、円高傾向が続いたことなどが考えられます。また、農林水産省として、海外投資を支援する研修会等の取組を行ったことも寄与したと考えております。

5 ページです。中目標の 2、農業の持続的発展です。政策分野の 5、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進につきましては、達成度合 A のもののがかなり多いという状況になっておりますが、有効性に問題があるとされているものが 1 つあります。真ん中下の④農作業死亡事故件数を減少するというものです。

続きまして、6 ページです。政策分野 6 の優良農地の確保と有効利用の促進です。

この分野の指標につきましては、岩手、宮城、福島 の 3 県で約 2 万 3,000 ヘクタールの農地が流出、冠水等の被害を受けたということもありまして、ほとんどが被災地を除いたデータとなっております。

次に、政策分野 7、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の安全管理・整備です。この分野の指標につきましても、3つの指標すべてが被災地を除いたデータとなっております。

7 ページです。政策分野 8、持続可能な農業生産を支える取組の推進です。これにつきましては、C ランクの指標が 1 つあります。真ん中にあります (1) ① (イ) の環境負荷軽減に取り組む酪農戸数です。一方で、その下には、達成度合が 150% を超えたものがあります。(1) ① (ウ) の化学肥料の使用量の低減です。この実績値については、データ把握時期の関係上、20 年度数値を用いております。達成度合が高かった理由としては、肥料価格の高騰によって、各現場で化学肥料の使用量を削減する動きが見られたことが、一番大きいと考えております。また、農林水産省としましては、環境保全型農業の推進に係る取組をいろいろ支援してきたことが寄与したものと考えております。

8 ページです。中目標 3 の農村の振興です。政策分野 9、農業・農村における 6 次産業化の推進につきましては、達成度合が 150% を超える指標が 2 つあります。1 つ目は、(1) ① (キ) の植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の指標です。これについては、新たな品種登録システムの導入等により、審査実施体制の強化を図ってきたこと、また、出願から 3 年以上経過している長期審査案件の処理を積極的に進めてきたことによると考えております。

もう一つが、(2) ① (ウ) 農村における再生可能エネルギー利活用施設の事業化規模です。これについては、施設の導入に当たりまして、導入可能性調査でありますとか、調査設計あるいは協議手続等への支援を実施したということで、関係者の理解向上が図られたことが一番大きな要因と考えております。

次に、政策分野 10、都市と農村の交流等及び都市とその周辺地域における農業の振興の分野です。これにつきましては、(2) ① (ア) の都市的地域における市民農園の区画数が達成度合 150% を超えております。この市民農園につきましては、競争率が、例えば東京都区部では 2.6 倍、川崎市では 3.8 倍、名古屋市では 4.2 倍となっておりますが、大都市ほど需要が高まっており、それに対応して市民農園の区画数が順調に伸びているものと考えております。

続きまして 9 ページです。政策分野 11、農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全につきましては、震災に関連した指標が多く含まれております。これらについては、本年度の評価は行わないということです。

最後に 10 ページです。(5) の鳥獣被害対策の推進ですが、22 年度の実績値が現時点では把握できないということで、前年度、すなわち 21 年度の実績値を用いて評価をするとなっております。21 年度が基準値になっている関係上、評価については、今年度は行わず来年度から行うということにしております。

以上で全体的な説明を終わらせていただきます。

○金丸情報評価課長 引き続きまして、達成度合が低かった指標について、担当部局から要因分析の説明をさせていただきます。

政策分野 1 の (1) ② の (イ) の中小規模層の食品製造事業者における HACCP 導入率について、総合食料局梶島総務課長から御説明させていただきます。

○梶島総務課長 それでは、総合食料局総務課です。お手元の資料3をごらんいただけますでしょうか。1-2ページに測定指標というのが真ん中ぐらいにありますが、その(イ)というところに、中小規模層における HACCP 導入率があります。

こちらは、まず、基準値がありまして、18年度は16%という HACCP の導入実態がありました。それを24年度のところをごらんいただきますと、50%ということです。50%という目標を置いて政策を進めていこうという趣旨のものです。

下に、年度ごとの目標値というのがありまして、26%、34%、42%、50%と年度ごとに数値が並んでおります。この数値に対して、22年度のところをごらんいただきますと実際の導入度合が調査をしたところ、22%という達成度合でありました。つまり、16%という基準値から50%という目標値を目指して政策をやっていく、かなり意欲的な目標だと思うんですが、その途中段階である22年度は、22%という数字であったので、16%から22%までポイントアップしているわけです。

それに対して、34%という目標値との関係で、どの程度達成できていますかというのが、達成度合という概念になっております。それが33%という数字でCという評価を受けたということです。

若干計算式がややこしいのですが、要は、実績値が上がったことは上がったことではいいのですが、それが目標に対してきちんと届いていますかという、その届き方というふうな、そのように受けとめていただければと思います。要すれば、もっと頑張りなさいということです。

右側の1-3ページの要因分析というところに、実はこの点、昨年度、速水委員から御指摘をいただきました。1つは、目標というものが、1から10億円の規模層を対象にしていた数字ですが、1から50億円というのは非常に幅が大きいので、もう少し分けられませんか、分けて、細かく評価を考えるべきではないかという御指摘をいただきました。

その場で、当時も私に対応させていただいたのですが、おっしゃることはごもっともですので、分けられる範囲内で分けて次回に御報告させていただきますとお約束させていただいたものです。それを前提にお聞きいただければと思っております。

右側の要因分析の2つ目のパラグラフですが、大規模層を除き、この HACCP というものの導入が進んでいないということが、これで明らかなのですが、その年間の販売金額別の導入率というのを見ますと、まず、1から50億円のうち1から3億円というもので分けてみますと、これが9%、3から10億円という規模層で21%、10から50億円、こちらでは既に48%の導入状況となっています。目標値の全体が50%ですので、速水委員が御指摘のとおり、10億円以上はほとんど目標に近づいているということがこれでよくわかりました。貴重な御示唆をいただいたと思っております。

他方、それとは別に、1から3億円とか、3から10億円というのは21%ということで非常に落差が大きいということがよくわかるのではと思っております。

そういうことで、私どもの施策、関係者に対する研修、いろいろな取組の働きかけをやってきておりますが、その実績は、冒頭のパラグラフにあります。2,500人程度を対象にやってきております。やはりこういう1から10億円という層を中心に働きかけ

ていくということが施策の効率的な進め方という点においては重要ではないかということが、よくわかったということです。そうした意味で、速水委員の御指摘に非常に感謝したいと思っております。

3パラグラフ目以降に、導入の進んでいない要因というのを幾つか挙げてあります。①、まず、資金がかかる。モニタリングとか記録管理の運用コスト、これは人件費も含めて、あるいは人材育成も含めてということです。3番目がHACCPを指導できる人材そのものがない。中小企業ですと、多くても十数人といった工場もありますので、非常に人手が足りない中で、こうした人を確保するのが難しいですというお答えがあります。当然、規模が小さくなれば、なるほど、そういう声は強くなってきております。

そこで、こうした規模層が小さくても、このHACCPを導入しようというインセンティブをそれなりに与えていかなければならないという観点から、まず、ハード面で、低コストでHACCPが取れるような仕掛けをつくっていかうということで、昨年度から取組を始めております。23年度から、その施設が対象になりますので、少しそういう点で、中小規模層に御導入いただけるのではないかと期待しております。

いろいろ伺いますと、地方自治体の衛生部局と連携した研修会とか指導会をやっていたらと、事業者の方々から非常にありがたいという声がありましたので、幾つかの自治体に働きかけて、昨年度も試みに数か所やってみたところ、各事業者の方々から御好評いただきました。それで、この23年度は、それをもっと積極的に進めていきたいということを考えております。

時間の関係がありますので、余り細かい話はできませんが、特に中小の方々に焦点を当てて、彼らがやってみようという思いになるような取組を引き続きやっていきたいと思っております。

最後ですが、年間1億円の販売額以下の本当に零細規模層の企業に対しては、HACCPをやれといっても、なかなか難しいのだと思います。1から3億円の層は、まだ9%という導入率ですので、非常に難しいと思います。HACCPの前提となる一般衛生管理、つまり一般的な細菌数を落とすために、きちんと手を洗いましょうとか、消毒しましょうといったことなど厚生労働省が保健所を通じて指導していることがきちんと、零細の事業者にも届くように、厚生労働省と連携しながらしっかりやっていかうという取組を進めていきたいと考えているところです。

なお、導入率については、零細の6%とか9%の層でも、きちんとそれなりに上がってきております。この調査は今年の2月の時点で実施しており、震災の後、いろいろな景気の問題、例えば輸出をする際にも、いろいろな各国の規制がかかっているとか、俗に言う風評被害といったことも影響があります。そういう意味で、今後、HACCPを導入していきたいという気持ちあるいはお考えにそれなりに影響を与えているのではと推測をしております。この目標値との関係でも、いろいろと検討していかなければならないかなという思いもあります。

以上、総合食料局からの説明です。

○金丸情報評価課長 次に、生産局の春日生産推進室長から説明をお願いいたします。要点を絞ってお願いします。

○春日生産推進室長 生産推進室長の春日と申します。お手元の資料3の2-2と2-3のページをごらんいただきたいと思います。残念ながら政策分野2のところでは、C評価の項目が多くなっております。この分野につきましては、食料・農業・農村基本計画の中で、特に重要な食料自給率の向上に関係する部分の項目です。

基本計画によりますと、平成32年までにカロリーベースで40%の自給率を50%まで上げること、そのために、各作物あるいは品目ごとにどれだけの生産量を確保しなければいけないのかという計算が、生産数量目標という形で示されておりまして、その数量を達成するための指標が、主にここの中に載っております。

その中でC評価を受けておりますのが、2-2ページの(エ)の部分がまずあります。これは、生産者と実需者との連携によります新規需要米の拡大に関する計画認定数です。

平成22年度52件を目標としていましたが、39件の実績に終わっておりまして、達成度合が46%でC評価ということになっています。

この要因分析につきましては、2-4ページの一番上の(1)の①の(エ)ということを書いております。これは、平成21年7月に施行されました米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づいた計画認定数ですが、これは幅広い関係者の連携が必要ということでありまして、合意形成までに、それなりの時間がかかるということで、22年度の実績が目標に達していないということが要因として考えております。

更に、平成21年度から22年度にかけては、穀物相場が安定していたということで、新規需要米への参入を慎重になった側面があるということで、件数が伸びなかった部分もあるのではないかと考えております。

これにつきましては、年を追うごとに、計画の着実な推進が図られるものと思っております。

特に、施設整備が当然必要になってきますが、そのときの融資でありますとか、あるいは税制の特例がこの法律の認定を受けますとできますので、そういったことによりまして、今後増えていくものと思っております。

次に、2-2ページの(キ)加工業務用向け指定野菜の出荷量です。これは、平成22年で、86万トンの目標に対しまして、実績が82万3,000トンということで、前年度よりは増えておりますが、目標に対しまして、18%の達成度合ということでC評価になっております。

この要因分析ですが、2-4ページの要因分析の2段落目のところです。加工業務向け指定野菜の出荷です。平成22年度の野菜の生産の実績を見ますと、天候が不順だったということでありまして、生食用も含めて、全体の出荷量が減少してしまったということで、その影響を受けて、加工業務用の出荷量も減ってしまったということです。

ただ、この加工業務用向けの野菜の出荷の増加に向けまして、平成21年度からサプライチェーンの構築によります事業を進めているところです。これが平成21年は取組が始まったばかりということですが、今後、この計画に基づいて、出荷量も増えていくのではないかと期待をしているところです。

次に、また、2-3ページをごらんいただきたいと思います。上から3つ目の(コ)

国産花きの産出額です。平成 22 年の実績が 3,826 億円ということで、目標値 4,018 億円に対しまして、達成度合 20%ということになっております。

要因分析ですが、また、2－4 ページ、要因分析の 3 段目です。国産花きの産出額につきましては、平成 10 年をピークに減少傾向にあります。平成 10 年度は 6,300 億ありました。

この減少している要因ですが、園芸品を購入しない世帯が増加しているということ。また、輸入花きも増加していること、そういったことが要因として挙げられております。

特に、平成 20 年度にリーマンショックがありまして、花におきましては、食べるものではないということで、真っ先に節約の対象になってしまったということで、産出額も伸びずに低く抑えられていると要因分析をしております。

ただ、今後の取組ですが、消費者に国産の花きの優位性といいますか、そういったものをより PR をしていくということで、特に、日もち保証をして、2 週間なり、そのぐらいもちますよというアピールをしながら国産花きの販売をしていくということ。また、子どものころから花に親しんでいただくということで、花育という取組をしていくということにしているところです。

また、2－3 ページの (サ) チーズ向け生乳の生産量です。これは、22 年度目標値 56 万トンに対しまして、47 万トンの実績ということで、達成度合 25%でした。

要因ですが、2－4 ページの下から 2 段目になりますが、チーズ向け生乳の生産量につきましては、供給拡大の数量に応じまして、奨励金を支払うということでインセンティブを付けているところです。

しかしながら、平成 22 年は夏場の猛暑の影響で、生乳全体の生産量が減少したということで、結果的に飲用乳に優先的に向けられたために、加工乳でありますチーズ向けの生乳が目標に達しなかったということです。

この辺につきましては、インセンティブの奨励金の仕組み等も変えておりますので、今後は、チーズ向けの供給も増えるものと思っております。

2－3 ページに戻っていただきまして、(シ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量です。こちらは、C 評価ではありませんが、牛肉につきまして、52 万トンを目指していたところ、51 万トンということで、1 万トンの減少であったということです。

その要因ですが、次の 2－4 ページの一番下の段落を見てください。牛肉につきましては、販売価格が基準価格を下回った場合に、その差額を補填する補給金の制度や経営安定対策等がなされているところです。

そういった取組によりまして、肉専用種につきましては増加をしております。しかしながら、乳用種につきましては、これは交雑で産まれてくるわけですが、生乳の需給調整というのが数年前にあり、その影響がありまして、交雑種の出生頭数が減ったということで、結果的に、肉用牛の生産が減少しているということになっているところです。生乳の調整も一段落しておりますので、今後は、着実な増加が見込まれるというふうに考えているところです。

私からは、以上です。

○金丸情報評価課長 では、引き続き農作業死亡事故件数と、環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数についての説明をお願いいたします。

○春日生産推進室長 続きまして、5－3 ページの一番上、目標④と書いてありますが、農作業死亡事故件数の減少ということで、過去 10 年の平均死亡者数が 394 件で、平成 25 年までに 1 割以上減少させるというのを目標に掲げているところです。これに対しまして、22 年度の目標は、394 件未満にするという目標を掲げておりましたが、22 年度は 408 件ということで、有効性に問題があるという評価になっております。

その要因ですが、次ページを見ていただきたいと思います。5－4 ページです。21 年の農作業死亡事故数です。前年に比較しまして、34 件増という結果になっております。要因分析を見ますと、農業機械による事故が全体の約 7 割の 270 件を占めているということ。また、稲わらの焼却中の火事による事故が 36 件ということで、これは、かなり前年に比べて大幅増になったというのが特徴的です。農業機械の事故の内訳を見ますと、高齢者の方の事故が多いということで、65 歳以上の方が全体の 8 割を占めているというような状況になっています。

こういった中で、私ども事故を減らすという観点から、21 年度におきましては、Q & A 方式で事故防止のポイントをチェックしていただく、そういった啓発資材を作成し、配付をしたところですが、残念ながらあまり効果が得られた結果にはなっておりませんでした。このため、翌年 22 年度におきましては、全国にモデル地区をつくりました。そこで、こういった形で農作業安全の指導をしていったらいいのかなどに関するモデル地区の分析を行いまして、そのノウハウを蓄積したところです。それで、23 年度からは、そういった成果も活用した取組の推進というのをやっているところです。

また、合わせまして、例えば安全キャビネット、そういったものが付いていないトラクター等が、まだ全体の 3 割ぐらい動いていると聞いております。そういったものをできるだけ新しい機械に更新をしていくとも重要でありまして、古い、安全性が劣っている機械を新しい機械に更新するときの、若干ですが、補助金を出すとか、そういった取組も実施しているところです。そういった取組を行って、死亡者数の減少に向けた取組を今後も引き続き実施していきたいと思っております。

続きまして、インデックスの⑧です。持続可能な農業生産を支える取組の推進ということです。

その中の 8－1 ページですが、(2) の環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数です。これは、21 年度 7,158 戸が取り組んでいた戸数でありましたが、目標といたしまして、22 年度 8,700 戸、これに対して、実績が 7,001 戸ということで、前年よりも減少しているところです。

その要因です。次の 8－2 ページをごらんいただきたいと思います。真ん中辺に要因分析の項目が載っております。

この指標ですが、環境保全の取組をしていただいている生産者に対しまして、餌の作付け面積に応じまして奨励金を交付するということになっております。その農家戸数の実績ですが、残念ながら酪農家戸数全体が減少しているという中で、結果的に、この事業に取り組む戸数も前年度より減ってしまったということです。率で見ますと、取り組

み農家戸数の率は 31.4%から 32.3%ということで増加はしているんですが、目標が戸数で示されているということで、このような結果になっているところです。この事業自体につきましては、内容を見直しております、より取り組みやすい中身に見直したところでありまして、今後は、戸数の増加も期待できるのではないかと考えているところです。

以上です。

○金丸情報評価課長 説明は以上です。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 フードチェーンにおける安全管理の取組の強化というところで、HACCP についてですが、先ほど御説明がありましたように、1億から10億円までの企業にとっては、なかなかハードルが高いということで、事前にいただいた資料で、たしか設備投資を全く新規でやる場合に、うろ覚えなのですが、6,000万円くらいかかったと思います。それで、やはり6,000万円という投資は非常に大きくて、その後の人材を常に確保するというのを考えれば、企業にとってとても高いハードルであるというのは間違いないと思います。

それで、平成23年度から低コストで行えるようにしていくというお話だったんですが、低コストということは、いくらくらいハードルを下げたことになるのか、お尋ねします。

○梶島総務課長 今の委員の御質問にお答えさせていただきます。1つの方法として工場を改修するような方法があります。その場合だと、平均値で6,700万円という数字が今のところ挙がってきていますので、新築の場合に5億円だ、6億円だということをはるかにコストが安くなるというのが1つあります。

もう一つは、一番重要なのは、減圧なり加圧をして、1つの工程を1つのブロックとして一定程度遮断するというような方法があります。

そのときに、隔壁といって、壁をつくって、そこに与圧をする、つまり空気圧をかけて、外からいろんな虫とかほこりが入ってこないようにするというのは、工場見学をされると、よくあるものがありますが、それをつくらないといけないというのが、基本的なものとなっています。それをいわゆるエアーカーテンみたいなものとか、特に冷凍庫とか冷蔵施設などには、少し分厚いビニールのようなものがかかっている、それで、フォークリフトが出入りするようなところがあります。あそこまで簡易なものではないのですが、かっちりとした隔壁でなくても柔らかなものでもいいよというものもあります。具体的な数字は、担当の方からお話させていただきます。

○片桐調整官 スライドドアを設置することが一番しっかりしたものとなりますが、工場を改築なり新築する際に、構築物として壁をつくり、そこにスライドドアを設ける、これを1という形にいたしますと、一番簡易な、ビニールカーテンでもって仕切るということにしますと、4割以下のコストになります。ビニールカーテンよりももう少しちゃんとしたものということになりますと、簡易隔壁とか、パネルですとか、それにスイングドアみたいなものを組み合わせるということになります。

あとは、ビニールカーテンと先ほどの簡易な隔壁の組み合わせ、工場によって、完全に隔壁で仕切ってしまいますと、もう従業員の出入りも自由にできなくなってしまう。そうなりますと、もう隔壁をつくらと言われた時点で、HACCPの導入をあきらめなければならぬということになってしまいます。従って、先般、HACCPを導入する際の、金融的な支援をする基準、これは、従来、隔壁をもって、しっかりしたものをつくっていただく際に融資しますということだったのですが、それを弾力化いたしました。そこで、先ほど申し上げましたビニールカーテンによる仕切りですとか、簡易な隔壁、こういったものも支援の対象にするということで、工場現場の実態に即したHACCP導入の支援ということでの見直しを行っているところです。

○金丸情報評価課長 他によろしいですか。

それでは、堀口委員。

○堀口委員 まとめて3点、御質問に近いかもしれませんが意見を申し上げます。先ほどのHACCPつながり而言えば、これは、規模でシェアを見ておられますが、おそらく消費者からすれば、売上規模というか、全体の規模によってというよりも、その需要の全体から何%かというのも1つの指標になっていると思います。1から3億円の規模と10億円の規模と、10から50億円の規模のそれぞれの戸数といえますか、どれぐらい全体の企業があって、それぞれで、例えば100あったうちの半分以上が10億円以上の企業であれば、これでも十分導入されているのかなと思います。従って、1から3億円をどこまでやるかという強弱が付くのかなと思いました。そちらを教えてくださいと思います。

2点目は、米粉についてですが、非常にハードルが高いということがありましたので、こうやってハードルを上げているうちに米粉ブームというのが、多分終わってくるのではないかという懸念をしております。

このような取組も必要なのですが、実際には、去年たくさん供給されていたと思うので、その辺の指標もきちんと追われていると思います。その辺のブームを終わらせずに続けられる方法というのは、今回、考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたい。

3点目は、農業機械による死亡事故というところですが、農業機械は割と専門メーカーが決まっているのではないかと思います。どれぐらいのメーカー数があるのでしょうか。私は、逆にメーカーを通じての支援というのがもっとできるのではないかと思ったのですが、その辺りは取組されているのかという状況をお伺いしたいと思っています。

以上です。

○金丸情報評価課長 それでは、先にHACCPの方をよろしく申し上げます。

○梶島総務課長 まず、先ほどから規模別と申し上げていますが、これは、まず、販売金額別ですので、資本金とか、そういうものではありませんので、販売実態に即した規模別をつくっております。

続いて、企業の実態というのか、オールジャパンの企業の実態を反映しているのかというのが御質問の趣旨ではないかと思ったんですが、間違いないでしょうか。

○堀口委員 そうですね、売上規模全体のところで、どれぐらいのシェアを占めているのかということです。

○梶島総務課長 ということですね。そもそもこれは、総務省がやっている企業統計という、全企業を対象にするものから、いわゆる統計の手法に従ってサンプリングしていますので、まず、サンプルの段階で日本の企業分布の全体の縮図みたいな形になっているのが、まず、1点目。

では、実態はどうなっているのかというのが2点目だと思うんですが、5から50億円という数字が、全体の6割を占めるような形になっています。正確にいきますと、64%になっております。これでよろしいでしょうか。

○堀口委員 はい。

○金丸情報評価課長 それでは、次に米粉と死亡事故についてお願いします。

○春日生産推進室長 米粉につきましては、平成32年の目標が50万トンというかなり高い目標を掲げております。22年の実績で見ますと、約2万8,000トンまで伸びているということで、伸び率で見ますと、その2年前は、ほぼゼロに近かったものですので、急激な伸びになってはおります。

米粉といいますと、米粉パンというのが代表的なところですが、パンだけに頼りますと、確かに先が見えるというようなところもあります。したがって、パンだけではなくて、他の用途も拡大していきたいということで、例えば麺類ですね。これはラーメンであったりスパゲッティーであったり、ピザのような生地、それと天ぷら粉、お菓子類、ケーキとか、こういったいわゆる小麦粉を使うあらゆる用途の食品に対して米粉で代用をしていくこととしています。最近、特徴的な傾向といたしましては、麺類についてかなり伸びが期待できるということと、天ぷら粉については、むしろ小麦粉よりも油を吸わないという特徴がありまして、ヘルシーではないかというような意見もありますので、そういう米粉の特徴、優位性を示しながらPRをしていきたいと思っております。

農業機械の関係ですが、トラクターを製造しているメーカーは、大手4社に集約されるというところなんです。当然、この4社がつくっているトラクターにつきましては、すべて安全鑑定という、安全性の審査を受けております。当然、この安全鑑定の項目の中には、安全フレームでありますとか、キャビンでありますとか、そういったものがないと、鑑定が受けられないということになっております。ですから、新車については安全性はかなり高い機械になっているということです。

ただ、残念ながら古い機械で安全フレームのない機械を使っておられる農家の方が3割くらいいらっしゃるという承知しているので、ここの人たちに対し、どういうふうに新しい機械に換えていくなり、あるいはフレームを付けていただくとか、あるいは安全性の教育をどういった形でやっていくのかということ、そこに我々は重点を置いてやっていきたいと思っております。

○金丸情報評価課長 山本委員、お願いします。

○山本委員 お伺いしたい点は何点かあるのですが、まとめてお伺いしてよろしいですか。

○金丸情報評価課長 はい。

○山本委員 まず、資料2の3ページの農業と国民の結び付き強化のところ、(エ)の米粉と(コ)の国産花きについてです。(エ)の米粉については、事業の構想から計

画作成に至るまで時間を要していることが要因で目標値を達成できなかったという御説明でした。そうしますと、そもそもの年度ごとの目標設定それ自体が、果たして妥当だったのかということが問われることになると思われまます。その点について、まず、どうお考えになっているかにつきお尋ねします。

また、(エ)と(コ)の両者に共通するところですが、(エ)については、年をおうごとに着実な推進が期待できるだろうという御説明があり、また、(コ)につきましても、今後の産出額の拡大が見込まれるということで、今年度は達成できなかったが、来年度以降、この施策を進めていけば、目標を達成していくことができるであろうとの要因分析あるいは展望だったと思います。そうしますと、今年度はこれでいいといたしましても、来年あるいは再来年になりましても同様に、また、時間がかかっているということで、結局、目標年度が来てしまうということにもなりかねないと思います。したがって、このように一定の成果が出るまでには時間がかかるので、今年度は達成できなかった等の要因分析をされている場合には、この要因分析自体の妥当性ということも、今後、検証する必要があると思います。特にこうした要因分析をされている部分については、来年の評価の際に、要因分析自体の妥当性といった点も反映あるいは提示していただくような形が望ましいかと思ひます。

つぎに、同じページの(シ)の国産牛肉等の部分です。こちらについては、要因として、平成18年から19年にかけて、計画的な牛乳の減産が実施された影響によって出頭数が減少したことが要因ということでした。もともとの根本原因が18年から19年にあったということですが、基準を立てているのは20年です。そうしますと、20年の指標を立てる段階で、こうした要因というのは勘案されていなかったのかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

5ページ目の農業作業死亡事故数についてです。こちらの要因分析では死亡者の7割が70歳以上で、農業者の高齢化による注意力の衰え等々ということが主な要因として指摘されております。ところが、対策としては非常に一般論的なものとなっており、安全講習等を行うというような形の対策が示されております。要因分析というのは、今後の対策や、有効な改善方法の提示に資するように行うものでありますので、要因として高齢化ということが指摘できるのであれば、まさにそうした高齢者を対象とする具体的対策というものを提示された方がよろしいのではないのかと感じました。

最後に、7ページの環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数についてです。これは、ご説明を伺っていますと、結局、全国の酪農家の戸数自体が減少しているという、外在的要因によるもので、実際、環境負荷軽減に取り組む酪農家の割合というものは、31.4%から32.3%に増えているということですので、それ自体はよろしいのではないかという印象を受けました。従って、今後も酪農家戸数が減少するという傾向が続くことが予想されるのであれば、その中で酪農家戸数を増やしていくというのは、なかなか難しいこととは思ひます。そうしますと、例えば、パーセンテージを増やすというように指標を変更していくということは検討はされないのでしょうか。

以上、まとめてお伺いさせていただきます。

○金丸情報評価課長 生産局、よろしくお願ひします。

○春日生産推進室長 御指摘ありがとうございます。まず、米粉と花きの分析自体の妥当性を見るべきということに関しましては、今後の評価の際の参考にさせていただきたいと思っております。

なお、米粉につきましては、23年度に入りまして、計画自体もそれなりに伸びているということを担当からは聞いているところです。

花きにつきましては、確かに景気にかなり左右されやすい側面もありますので、この辺については、評価をどういうふう to 今後やっていくのかも含めて検討をさせていただきたいと思っています。

牛肉ですが、20年の時点で、35か月前の状況を勘案していたのかということかと思いますが、その時点では、特段考慮してつくっているというわけではなくて、基本計画の目標が32年という10年後の目標を定めておりますので、それが牛肉の場合には、現状維持という数字になっているものですから、そこがすべて毎年同じ数字の目標になっているということです。

○山本委員 そうしますと、結局、均等割りで目標を設定していくのであれば、指標としてはあまり意味がないということになってしまわないでしょうか。

○春日生産推進室長 わかりました。確かに、肉の出荷数というのは、前年なり前々年の出生数である程度予測がつく側面も確かにあるかと思っておりますので、どういった形でそれを目標に反映していくかということは、今後検討させていただければと思います。

農作業の安全性ですが、これは確かに70歳以上の方は、注意力がだんだんなくなってくるということと、体力的にも衰えてくるということでありまして、今後の農作業安全の農家の方々に知らしめていく中で、この側面をどういうふう to 反映していったらいいのかというのは、まさに我々は悩んでいるところでありまして、ここはいろんな専門家の方の知恵も借りながら工夫をしてやっていきたいと思っております。

手法的には、やはり講習会ですとか、そういったやり方しかなく、手法は限られると思います。それをどういうふう to 実際の農家の方に伝えていくかということは今後いろいろ工夫してみたいと思っています。

○堀口委員 先ほどメーカーと言ったのですが、メンテナンスとか、要するに新品ではなくて、古いものを使っていらっしゃる方ということだったので、そういう方への指導というのは、メーカー側に指導などをやってもらうといった話はないのでしょうか。

○春日生産推進室長 確かに、そういうことも可能かとは思いますが。我々も農業機械のメーカーもありますし、メーカーが入っている農業機械の団体もあります。そういったところを通じて安全指導の指導をしていただくというのも、もちろん、ツールとしてはできることで、現に今も多分やっているはずですが。しかし、なかなかそれが結果として反映されていないという側面が多分あるんだろうと思っております。

○阿部委員 その関係で、講習等の話もさることながら、おそらく事故を起こされる方というのは、単独で作業をしていて、例えば転落したとか、ひっくり返ったというような状況は、だれにも把握されていないというようなこともあるかと思っております。

そういうことからすると、集落営農的な、やはり地域の人たちがまとまって作業をするような方向から推進していく、事故が起きたら困るから、集落営農とか、農業法人を

つくってやっていくというような方向も1つではないかと思えます。そうした働きかけもやっていただくことが必要なのかなと感じます。いかがでしょうか。

○春日生産推進室長 貴重な御意見としまして、そういった側面も踏まえて対応をさせていただきたいと思えます。確かに、阿部委員のおっしゃるとおりでして、転落して下敷きになって、すぐみつかったら助かっていたのに、気がつかないで、例えば時間が経って、残念ながら亡くなってしまうという、そういう事故も結構多いと聞いております。

それで、機械についての対応としましては、自動的に倒れると警報を伝えるとか、そういう手法は勿論ありますが、なかなかそれだけでは普及も多分そんなにしないと思えます。そういったお互いに気をつけ合いながらやっていくという体制づくり、そういったのも大事だと思っております。

○大熊委員 関連ですが、私は、北海道で周りに農家さんたちがたくさんいます。北海道は、比較的、農家さんたちの年齢は若いですが、やはり北海道といえども、高齢化は、これから先に進んでいくというのは間違いないです。

それで、先ほど、キャビンが付いた機械に対してわずかといえど、助成を付けるとおっしゃったんですが、例えば農業後継者がいないときに、いくら助成を付けていただいても、機械は非常に高価ですので、自分の代で終わるときは、やはりなかなか機械を新しくするということは、農家さんはしないであろうと思えます。

もちろん、そういった面も必要ですが、実際に、今ある機械で事故を起こさないようにするというのが、一番大事だろうと思えます。ペーパーでというのは、やはり効果がないだろうと思えますので、できるだけ個別に個人指導していくというのが一番効果的だろうと思えます。それをだれがするかというと、なかなか指導のなり手がいないと思うので、例えばJA、普及センター、地域の青年部、確かに忙しいとは思いますが、地域の農家さんと、常日ごろから顔を合わせているような人たちが行って個別に指導しないと、どこか1か所に集めて指導するというのでは、なかなか効果が薄いと思えます。やはりそういった事細かな対策を取っていかないと、これからどんどん高齢化してきますので、死亡事故はなくなるのではないかと思います。そういった具体的な施策が必要ではないかと思えます。

○春日生産推進室長 参考にさせていただきたいと思えます。現在、都道府県単位で機械の安全の指導をするような協議会がありますが、ある県とない県とが実はあります。その協議会に参加していただける人というのは、意識も高い人ですので、あまり事故は起こさないと思えます。むしろ、そういうのに参加しない方が事故を起こしたり、というケースも多分あると思えます。確かに集めてやるには限界がありますので、どうやって集まらない人に指導を徹底していくのかというのは、今後、いろいろ考えていきたいと思っております。

○山本委員 今の農作業事故のところ、なぜ、こういうことをお伺いしたかということ、このような資料を作るのは、相当の時間と労力をかけられていることかと思えます。また、ご作成いただいた資料を読ませていただいて、初めて知ることが多いのですが、こうした中で、例えば高齢者の事故が多いだとか、あるいは火事による事故が急増したという分析をされています。せっかくこうした要因分析をされながら、具体的な対応策を

示すのは難しいのかもしれませんが、こうした要因分析を施策に結局反映できないで、一般的な対応になってしまうともったいないという印象を受けました。要因としてあげられている稲わら焼却事故の急増についても、あるいは高齢者のことでも、ダイレクトにそれに対する対策というのが結局示されておられませんので、そうした点を施策に反映していただけると、こうした要因分析にかけた労力というものも、まさに生かせるのではないのかと、このように考えたところです。

○春日生産推進室長 我々要因分析の結果を全く反映させないので、一般的なことだけをやっているかという点、実は、そういう側面はありません。書いていない部分もあるんですが、毎年、春と秋に農作業安全月間みたいなものを定めて、その中で、今年はこういったのに特に気をつけましょうというような注目的な項目をつくったりして、重点的な指導なども実施しております。確かに、それをより農家の方にわかりやすく伝えながらやっていくということが多分必要だと思いますので、御指摘を踏まえて対応していきたいと思っております。

酪農家の戸数の指標です。確かにこれから、戸数で追っていきますと、限界があるんだらうと思っておりますので、そこは、御指摘も踏まえて、環境負荷軽減に配慮した酪農経営の施策として効果が明確になるような指標、その率でいいのかどうかも含めて、そこは検討してまいりたいと思っております。

○山本委員 ありがとうございます。

○金丸情報評価課長 福士委員、どうぞ。

○福士委員 皆様のおっしゃったことと関連もありますが、2、3点伺います。

HACCP ですが、こちらの資料の1参考-6のページの導入状況のグラフを見まして、気づいたのですが、特に小規模の企業においては、まず、導入の検討や導入の段階以前に、HACCP手法の考え方自体をよく知らないという、周知率自体の低さが、非常にはっきり出ているように思いました。20%になっています。

実際、そうした全体の導入に対する様々な支援も必要だと思いますが、まず、周知が必要な部分もあるということ。また、その際に、単にこういう制度がありますよということだけではなくて、今、どんな小規模な企業でも食に関連するところ、何か問題を起こしたときの社会的なリスクというのは非常に大きくなっています。そのあたりの認識をきちんと持っていただく、全体的な安全管理の大切さの周知とともに、制度そのものの周知を図っていただければと思いました。

また、農作業事故のところも同様ですが、先ほどもあったとおり、やはりある程度情報が届く、支援が届くところと、そうではない層をいかに知らせるかが大切かと思えます。1つは、決して400という数は多いか、少ないかわかりませんが、亡くなっている方がいらっしゃるの事実ですし、まず、事故の地域的な特性とか、作業的な特性によって、多いところ、少ないところ、現実にはないかどうか、そういうところに一律の周知、広報活動ではなくて、ピンポイントの試みのようなものがないのかと考えます。そのためには、事故原因の分析をもう一度きちんとされることではないかなと感じました。

要因分析を行った指標ではありませんが、そのすぐ上にあつて、気になったんですが、

農業委員会や農業組織における女性役員の増加の指標について、これはゼロ組織の率で、今、女性がいないところの組織率で取られています。比較的こうしたものは、男女共同参画基本計画などでも、女性役員そのものの比率、人数比でやるのではないかなと思います。そうした方が、他のいろいろな組織、他の分野との比較もしやすいのではないかな。ゼロ組織の数で指標を設定していることの意味合いがちょっと知りたいなと思ったので、お手数ですが、お聞かせ願えればと思います。

○金丸情報評価課長 まず、HACCPの方からお願いします。

○梶島総務課長 御指摘の点、そのとおりだと思います。先ほど御説明した資料3、1-3ページが一番下のところに、なお書きがありまして、早口で説明させていただいたところなのですが、いわゆる零細企業というのは、HACCPそのものはなかなか難しいので、その前段となる一般衛生管理の考え方や手法をきっちり、これをしっかりやっていただきたいとしております。HACCPというのは、その上といたら語弊があるかもしれませんが、更にということですので、今、HACCP手法の考え方そのものをたとえ知らなくても、最低限のきちんとした衛生管理はやっていただきましょうということは、この零細企業の方々と同様に、きちんとしていけばいいかなと思っております。

いずれにしても、HACCPとかISOという言葉や考え方というのは、そもそも難しいものがありますので、あまりそういうことにこだわるよりは、きっちりできるものとして一般衛生管理というものがあって、最低限それをやろうということを行っています。これをやらなければ、国民の安全を確保することにつながる、そしてちょっと何かあれば、企業そのものが吹っ飛んでしまうというリスクが大きい、そういう時代ですので、そうしたコンプライアンスという概念も含めて、今、一生懸命取り組んでいるところです。知っているか、知らないかというよりも、実態論として、やはり安全がきちんと確保できていくようにしていきたいと思っておりますので、御指摘の点も踏まえて、更にこういう零細企業に対するそういった施策をしっかりやっていきたいと思っております。

○金丸情報評価課長 生産局、お願いします。

○春日生産推進室長 農作業の事故の関係ですが、まず、400名程度毎年亡くなっているわけでありまして。この数字は、私どもやはり危機的な意識を持っております。これは、就業者数10万人当たりの事故率で見ますと、建設業などはかなり順調に減ってきている中で、農業に関しましては、減っていないと、横ばいがずっと続いているということと、その比率も建設業の倍近い事故率になっているということからしまして、やはりこれはかなり問題があると認識をしています。したがって、それをどういうふうに下げていくのかということでありまして、これは、今、貴重な御意見をいただきましたので、地域的な特徴がどうなっているのか、そのときに、どういうピンポイントの指導の仕方があるのかということ、それぞれの地域ごとに解析などもしながらやっていく必要があるのだろうと思っております。

ただ、我々、県別の死亡者数とか事故の内訳を、毎年統計を取って見ていると、年によるばらつきが非常に大きくて、なかなかつかみにくいところがあるというのも正直なところ。それがどういう要因なのか、その辺は、しっかりと把握しながら取り組んでいきたいと思っております。

○阿部委員 農機具の関係で、分析しているのかどうかお尋ねしたいと思います。まず、おそらくトラクターが一番多いのだらうと思うのですが、トラクターでキャビン付きで事故を起こしているのか、それともキャビンの付いていないもので事故が起きているのか、そういうような分析は行っているのでしょうか。

というのも、大熊委員の方からもお話があったように、キャビン付きは、大丈夫なのかなという気もしますし、それと、トラクターはおそらくナンバーを取って登録しているので、何年くらいに登録されたトラクターなのか、そういう登録のところから分析していく必要があると思います。おそらく古いトラクターがほとんどだと思うのですね。それで、ハンドルが重くて、クラッチが重くて、そういうような機械を年配者の方が、運転なさっているのではないかと思います。そういうことから、運転についていけず事故につながっているのではないかと、そういう点からすると、何年式のトラクターが事故を起こしているかについて把握し、徹底的に指導して行って事故を減らしていくとといった対策もお考えいただければと思います。

○春日生産推進室長 私ども、この統計は、都道府県の担当を通じまして、毎年収集しております。

その中で、いわゆるトラクターについては、まず、乗用型なのか、歩行型なのかという分け方をしておいて、事故の原因別に、例えば圃場の中での事故だったのか、あるいは道路での事故だったのか、あるいは挟まれたのか、引かれたのかとか、そういうことはやっておりますが、御指摘のような何年式なのかとか、そういったところまでは分析していませんので、そういったデータが取れば、参考にさせていただきたいと思います。トラクターは、登録は全部されていないようです。

○金丸情報評価課長 新福委員、どうぞ。

○新福委員 全体的な点について、質問させていただきます。実は、私ども宮崎県には、企業農業が700社ぐらまで増えてきました。県のレベルまでは、施策、制度が伝わるスピードが出てきたと思っています。

ただ、1つの例で言えば、GAPというのが、実は、達成度合がAランクとなりました。私も5、6年前からGAPに取り組んでいるのですが、県まではそういう情報は来ています。ただし、末端市町村になると、5年ぐらになるのですが、まだ全然紹介も来ない、また、案内も来ないわけなのです。また、同様の他の制度、事業もあるのですが、数字がひとり歩きしているのではないかと思います。

極端に言えば、例えばある県ではGAPだったら、末端市町内で、役場内で配付しましたとか、そういうものまでGAP導入産地になっているのではないかと思います。私は、実需者として、消費者に対しての責任と義務として生産工程管理に関するGAPを、5年前から導入してきました。国がやろうとしている、農林水産省がやろうとしていることはいいことなのです。ただ、数字が偏っているのではないかと感じます。本当に末端、実需者まで来れば、必ずしも下りてきていないというものもあります。他の指標の要因分析の中に、周知徹底活動をしていくと書いてありますが、こうしたことが十分されているのか。目標年度で、3,000という数字が本当に、実際の農業者のためになっているのかと、私は疑問に思いました。そういう1つの線として、こういうものが末端

市町村までつなぐことが、私は大切ではないかなと思っております。質問ではないですから、以上です。

○金丸情報評価課長 速水委員、どうぞ。

○速水委員 ありがとうございます。米粉の部分と加工業務向け指定野菜のところで、お聞きしたいと思います。まず、米粉の方は、先ほど、計画にさまざまな関係者がいて時間がかかると説明がありましたが、一般的に、これを計画する時に主体となる人というのは、大体決まっているのでしょうか。もし、主体となる人が決まっているならば、それはそれで、その方がコーディネートをするのでしょうか、なかなかそういう形になっていないなら、しっかりしたコーディネーターをセットするような事業にしておく必要があると考えます。時間がかかるものというのは、いろんな人が関係しているからであれば、だれかが責任を持って、それを作っていくことが大事だと思います。それも多分、加工業務向け指定野菜の部分でも同じような問題があるのだと思います。名前だけのコーディネーターではしょうがないのですが、しっかりしたコーディネーターを民間の方にやってもらうことが必要だと思います。自主的に市場と生産をきっちり結び付けるようなことができるような方を置くという事業にしていける必要はないのでしょうか。そうしないと、議論ばかり進んでいって、問題点を解決していく仕組みができてこない気がしております。

国産花きの産出額の問題で、かなり数字が落ちています。事業金額はあまり大きくないんですか。多分そうだと思うのです。つまり、こういう景気に対して、ほとんど抵抗なく数字が下落していくというのは、そこに抵抗する機能を持っていない事業となっていることが想定され、もう少し根本的に評価の手法を変えるなり、あるいはその事業の存在自体の議論をしっかり行うなりしておく必要があると考えます。この景気に対するレスポンスのよさというのは、多分事業費があまり大きくないのではないかと気がしました。

また、農作業事故の問題は、林業も同じですが、本来、現場が屋外なので、企業の工場などで起きたときと違って、分析が非常に難しいのだらうと思います。そういう分析をするというのは、関係の独立行政法人があるわけで、そういう方々にもう少し、この事故を減らすということに集中的に研究をしていただいて、徹底的な事故分析を行っていくということが必要なのではないかと思います。例えば、燃やして、火で亡くなった方の話などというのは、服装で綿を着ていれば、ほとんど事故が起きないはずが、化繊か何かで多分火が飛んでというような話でそういうことになっているのではないかと思います。非常にきっちりやれば済むことだと思いますので、その辺もきっちり指導した方がよいのではないかと思います。

以上です。

○金丸情報評価課長 それでは、大熊委員。

○大熊委員 私も2点ですが、米粉と加工業務用向けの指定野菜についてです。

米粉については、先ほどから何人か委員の方がいろいろ御意見をおっしゃっているのですが、米粉は、今後、それほど需要が望めるものというお考えなのではないでしょうか。というのは、以前、ブームではないですが、火がついたときは、2008年でしたか、2009年

でしたか、小麦が非常に高騰して、価格差が縮まったときに、米粉にやはり移行していきかないかという動きが出たと思うのです。まず、1つは、今は小麦の価格も落ち着いているので、米粉との価格差がどうであるか、今後、小麦は、それでもやはり右肩上がり価格で価格は上がっていくだろうと言われているので、この価格差が今後どうなっていくかということも、非常に大きな点があると思います。

また、最終的に使う消費者の中で、小麦に対する需要がそれほど伸びていないというのがあります。まだ、周知されていないというのものもあるかもしれませんが、米粉の需要を伸ばすために、料理研究家であるとか、フードコーディネーターであるとか、そういった人たちが料理コンテストを開いたり、料理講習会を開いてやっています。その人たち何人かから意見を聞いたんですが、米粉自体の魅力について聞くと、やはり小麦の代用という考え方が非常に強いと、料理コンテストをやっても、9割以上がそういうものであると。そういうことであれば、米と小麦粉という食文化の住み分けができているので、ある程度の需要はあるかもしれませんが、今後、大きく伸びるということは、正直考えられないというのですね。小麦アレルギーの人たちも増えてきているので、そういったところで需要があるのと、先ほどおっしゃったように、天ぷら粉などでいいというのはあるかもしれませんが、ちょっと悲しいのですが、そう大きく需要が、今後、右肩上がり伸びるかということ、懐疑的です。

次にもう一つ、加工業務用向けの指定野菜です。私たちは消費者として加工のものあるいは業務用のもので国産の野菜を使ってもらいたいというニーズは非常にあります。しかし、なかなか使われていないのが現状です。まず、天候に非常に左右されやすい。例えば去年のような猛暑であると、どうしても取れなくなって生食用に回す率が高くなる。不確定要素が非常に強いということと、生食用との価格差というのは、どうなのでしょう。やはり生産者としては、加工業務用はできるだけ生産したくないというのが、なぜかという、引取り価格が安いから。できれば、生食用に回したいというのは、生産者の人たちの本音ですので、その価格差がどの程度詰められるのかということ。もう一つは、規格外、日本の場合は、非常に野菜の規格が厳しいので、規格外のものを加工用に回したらどうかと、私は思っていたんですが、実際、加工用として生産してもらう、生産する野菜の規格というのは、幅ほどの程度あるのか、その辺りも教えていただきたいと思います。

○金丸情報評価課長 では、先ほど御質問がありました、農業委員会の方の女性委員のことにつきまして、経営局から先に御回答をお願いします。

○豊田総務課長 農業委員会や農協組織における女性役員の増加について、ゼロ組織の数よりは、女性の割合をとという御質問かと思えます。御意見のとおり、政府の男女共同参画におきましても、2020年までに30%という目標が立っておりますので、将来的には、そういうふうにもっていくべきものと思っております。ただ、資料3の5-2ページにもありますが、基準年を見ますと、農業委員会は、全国で1,793委員会あります。その全体の49.6%ということですから、半分近い、890委員会では、まだ、女性委員がない。農業協同組合におきましても、818農協のうち、535農協ということで、全体の3分の2近くのところ、まだ、女性の役員がないという状況にあります。大体委

員は、3年ということになっておりますので、3年に1回選挙などが行われるわけですので、この機会をとらえて、まず、25年度までには、すべての農業委員会、農協で役員なり委員なりを、女性を選んでいただくというのを達成して、次の段階に進んでいきたいと考えているところです。

○金丸情報評価課長 生産局からどうぞ。

○春日生産推進室長 速水委員の関係ですが、まず、米粉の主体となる人たちですが、これは、いわゆる生産者と、米粉をつくる事業者あるいは餌をつくる事業者、それと、それを使って加工する事業者、この三者が連携をするということですが、主な主役になる方は、生産者のケース、加工業者のケースがほとんど聞いております。これに対して、コーディネーターが必要なのかどうかというのは、私も担当ではないので、よくわかりませんが、こういう意見があったということは、担当の方には伝えておきたいと思っております。

国産花きの関係ですが、これは、確かに御指摘のとおり、事業費は少なく、大体2,000万円くらいの事業で、4,000億円の産業を支えているということです。ここは、政府としての政策の関与の仕方が、確かにあまりない側面はあります。

やはり食べるものではないという不利な点があるものですから、なかなかそこにお金を政策的につぎ込めないという側面もあります。外国と比べますと、花の消費量は、日本人はすごく少ない状況なので、そうした中で、どうやって国民にアピールできるかということ、いろいろ考えながら、知恵を絞ってやっていきたいと思っております。

農作業事故の関係ですが、確かに今回は火事で亡くなっている方が多くて、これがどういう要因なのか、実はわからないのですが、御指摘のとおり、綿であれば助かったのに、化繊なので、致命的なやけどになったというケースが多分かなりあるんじゃないかと思っております。そういった特徴なども、農家の方々に伝えていくということも大事だと思っております。

大熊委員の関係ですが、まず、米粉について、確かに小麦粉自体の需要量は、そんなに伸びていないのは、事実だろうと思っております。まず、輸入の小麦粉が多いということで、それを国産の小麦粉に、まず、代えましょうと、そういう国産の小麦の需要拡大の側面が一方であります。もう一方で、米粉も小麦粉の代替という形がほとんどなのですが、それを埋めていくということです。小麦の用途別に、どこまで国産が入るのか、あるいは米粉がどこまで入るのかというのをある程度32年の目標設定の際に、シミュレーションをしております、50万トンなら行けるんじゃないかというのが、我々の目標になっているところです。

確かに、小麦粉と米粉の価格差で行きますと、当然、現時点では米粉の方が高いので、そこをうまく消費者にアピールしていかないと、価格勝負では勝てないということです。そこをブームだけで終わらないことを、どういうふうにやっていくのかというのが課題だろうと考えております。

○大熊委員 現在、どのくらいですか。

○担当者 小売用で大体3倍ぐらい。最近、一部の事例では、1.2倍ぐらいの価格差で出されているものもあります。

○大熊委員 ものもあるということですか。

○担当者 ものもあります。従って、これからマーケットが拡大してくれば、価格の問題は、徐々に解決の方向に行くのではないかと期待しております。

○春日生産推進室長 加工向け野菜ですが、生食用のものと、加工業務用でどのくらい価格差があるかということです。品目によって、かなり違うようですが、一般的には、2、3割程度加工業務用の方が安いということです。生産量が減ったときには、加工業務用向けに回らずに、市場に流れてしまうようなことは、否めないと思います。ただ、価格安定制度が、野菜についてはありますので、その中で、その加工業務用の契約をした方には、例えば供給ができなかったとき、あるいは価格が安くなったときに、その補填をするような仕組み等もつくって、その加工業務用の野菜が生食用に回らないような、そういった輸入品に置き換わることがないような、そういう仕組みを、運用改善もしながら、今、取り組んでいるところです。

野菜の規格ですが、これは、たしか平成13年ごろ、セーフガードで騒がれたときに、その規格がむしろ邪魔をしているのではないかという議論がありまして、国としての規格はなくなっております。ただ、そうは言っても、実需者と生産者との間で規格の取り決めが、もちろんなされておまして、それは、ケース・バイ・ケースです。必ずしも加工用の方が規格が緩いというわけでも実はなくて、例えば漬物用であれば、漬物の用途に合った規格でないと、買ってくれないといった面はあるかと思えます。カット野菜とか、そういうものについては、規格は余り重要視されておらず、量とか品質がいいものが集められればということだと思えますので、そこはケース・バイ・ケースで考えていく必要があるのだろうと思っています。

○金丸情報評価課長 申し訳ございません。時間が大幅に押しておまして、他に御質問等がございましたら、後ほど、事務局の方に提出いただきたいと思います。5分間休憩を入れまして、次の林業・水産の分野に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

○金丸情報評価課長 それでは、後半を始めさせていただきます。政策分野12から17について、阿部室長から説明させていただきます。

○阿部情報分析・評価室長 続きます。資料2の11ページです。中目標4、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展です。

政策分野12の森林の有する多面的機能の発揮につきましては、達成度合がAのものが多くなっていますが、被災地を除いた実績値を把握している指標なり、達成度合の判定を行わないというふうにしていく指標も、11ページから12ページにありますように、相当数あります。

続きます。政策分野13、林業の持続的かつ健全な発展についてです。

この分野の中では(1)①(イ)造林保有面積の達成度合はBランクとなっております。しかしながら、前回センサスの数値から減少しているため、要因分析を行っております。先ほどの農業分野と同様に、後ほど担当部局から説明をさせていただきます。

続いて 13 ページです。政策分野 14、林産物の供給及び利用の確保です。この分野では、達成度合の悪かったものはなく、A または B の達成度合となっています。

続きまして 14 ページです。水産関係の中目標 5、水産物の安定供給と水産業の健全な発展です。政策分野 15 の水産資源の回復の指標に関しましては、震災による水産業への被害が非常に大きく、中でも、養殖施設への被害額は約 1,000 億円と甚大な被害となっております。このため、(1) ③ (ア) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量につきましては、被災地を除いた数値となっております。なお、これら以外の指標につきましては、達成度合が A または B となっております。

政策分野 16 の漁業経営の安定です。これにつきましては、(1) ① (ア) の新規漁業就業者数が被災地を除いた数値となっています。

続きまして 15 ページ、政策分野 17 の漁村の健全な発展です。ここにある (1) の③ 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上や、④津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない漁村等の面積削減、老朽化対策の推進等に係る指標ですが、震災に関連した指標ということで、今年度の評価を行わないとしております。その他の指標につきましては、A または B の達成度合になっています。

林業・漁業関係の全体的な説明は以上です。

○金丸情報評価課長 引き続きまして、達成度合が低かった指標の担当部局からの要因分析の説明をさせていただきます。

林野庁の安東企画課長をお願いします。

○安東企画課長 林野庁の企画課長です。よろしくをお願いします。

お手元の資料 3、資料 3 をごらんいただきたいと思います。その 13-2 ページで説明をさせていただきます。望ましい林業構造の確立といたしまして、目標を 2 つ設定しております。

1 つが、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアの増加。その下の目標に、同じく効率的かつ安定的な林業経営体・事業体の、今度は数の増加の 2 つです。

そのうちの、①のシェアの増加について、2 つの側面、素材生産量と造林・保育面積について、それぞれシェアの目標を立てさせていただいております。22 年度につきましては、17 年度に比べて、アの素材生産量の方は、既に 27 年度の目標も上回る勢いです。一方、イの造林・保育面積の方が 17 年度の 58% から 27 年度の 70% という目標を立てていましたが、22 年度としては、逆に若干ではありますが、下がっておりますので、その点について、要因分析という形で整理をさせていただきました。中ほどに要因分析の欄があります。

素材生産につきましては、先ほど申し上げましたように、シェアが伸びています。これは、高性能林業機械を使用した効率的作業システムが、ある程度普及してきており、そういった機械を使って、高度なシステムを活用するというのは、効率的かつ安定的な林業経営を担い得るものが得意とするところですので、従って、そういった方々のシェアが高まっていると考えております。

一方、造林・保育につきましては、なかなか機械でやるということが難しく、そういった面が十分進まなかったということで、現時点でも、やはり人力中心でやっているということです。逆に効率的な林業経営体の方は、どちらかというと、素材生産の方のシェアを若干伸ばしたということもあって、両者の比較ということで、それ以外の方のシェアが結果として、若干高まったと考えています。

造林・保育についても、実証事業で高性能林業機械を活用して、伐採をする際に、次の造林に向かって事前の準備である地拵もその機械と一緒にやってしまうということに取り組んでいます。今後は、そうした機械の活用を普及させていくことによって、コストを下げるとともに、効率的かつ安定的な林業事業体のシェアを高めていきたいと考えております。

私の方からの説明は、以上です。

○金丸情報評価課長 それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたら、御発言を願います。

速水委員、どうぞ。

○速水委員 ありがとうございます。今の御説明で、要因分析のところ自体は、そういう考え方も1つあるのだらうと思いますが、おそらく、機械化の問題ではなくて、育林のシステム自体が、結果的には、かかり増しになってくるのだらうと思います。造林面積で比較的規模の大きな業者が担わない部分というのは、人手がかかるというよりは、トータルとしてかかり増しになるので、そこに林業者側が業者にお金を払って担ってもらおうということが、うまく進まないのではと現場で見ていると感じています。

そういう意味では、機械化をするというよりは、育てていく育林部門において、もう少し全体的に、俯瞰的にコストを抑える考え方を入れないと、マーケットとしては、面白い仕事にはなっていないという気がします。

こういう機械化はもちろん大事ですし、その機械化とともに、もう少し引いた形で、全体の育林システムみたいなものを変えていくエネルギーが出てこない、業者がやっけて面白い仕事にはなっていないという感じがします。

○安東企画課長 ありがとうございます。効率的かつ安定的な経営体と、それ以外のものの特異な差として機械化というのを挙げさせていただきました。御指摘のとおり、造林、保育の面が、1つのサイクルから言うと、コストの半分近くを占めていまして、ここをいかに低減していくかというのが、林業経営では非常に重要だと思っています。

ということで、その面は、機械化だけの話ではなくて、例えば植栽本数が今の密度でいいのか、植栽本数が変われば、その後の下刈りなどのコストも変わってきますし、さらには、苗も大苗とかコンテナ苗とか、そのようないろいろなことを組み合わせて実施していかなければならないと思っています。

○金丸情報評価課長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 少し誤解しているかも知れませんが、その場合には御指摘いただければと思います。要因分析についての御説明を伺った後、評価書を拝見しますと、効率的な林業経営体については、事業体の数自体は増えているわけですね。また、これらの事業体による素材生産量の方のシェアも着実に増えている。ただ、造林・保育に分類される

間引き等の部分については、シェアが減っており、こうした部分については、ある程度規模の小さい林業経営者が担っているということが読み取れます。すべてを、ある程度規模の大きい効率的な林業経営体に統合するということが、果たして現実的かつ妥当なのかどうなのか分かりませんし、1つのすみ分けというか、機能分担として、このような状況もあり得るのではないのかと思います。素材生産、事業体の数のところで効率的な林業経営体が十分増えているのであれば、問題はないような印象を受けたのですが、これについて、そういうすみ分け自体をどのように考えればよいのかお尋ねします。

また、仮に、この造林・保育面積についても、効率的な林業経営体のシェアを増やすということが重要であるということ的前提とするのであれば、こちらの要因分析のところでは、「機械を使用した作業システムの確立と普及が重要な課題であると考えられる」と、課題は提示されています。しかし、具体的にその課題にどのような取組をさせていくのか、具体的にどういった施策を取られるのかが明らかにされていません。他の要因分析のところでは、その点が明らかにされていますので、御記載いただいた方がわかりやすいと思いました。

○安東企画課長 ありがとうございます。まず、1点目のすみ分けの話です。なぜ我々が効率的かつ安定的な林業経営を担い得る、事業体のシェアを高めていかなければいけないと考えているかと申しますと、やはりそういった人たちが担った方がコストが下がるということがあります。造林から主伐までの全体の経費の中の5割くらいを最初の5年くらいの造林・保育の部分にかかっていますので、そこをいかに下げていくかということが非常に重要です。今と同じやり方をしていると、あるいは今やっている方が、これからもやっていくということになると、そのコストが全く下がらないということになってしまいます。そうなると、間伐までを含めて、自前で行っているなら、我々も何も言わないわけですが、7割の補助を投入して実施しているため、いかにこの部分を下げられるのかという点を、財政事情が厳しい中で、我々が追求していく必要があると考えています。造林・保育だからといって、効率化とは関係ないと、あるいは機械化とは関係ないのだということではないと思っています。

2点目の課題をどうこなしていくかという点ですが、そこが抜けていたと思います。

私どもとしましては、事業によってそうしたコスト低減の様々な方法をモデル的に実施しており、成果も出ています。これを使って、様々な経営体、事業体の方に普及をしていくことが、これから取り組むべき施策だと思っています。その点を書き加えたいと思います。

○金丸情報評価課長 いかがでしょうか。では、畠山委員、お願いします。

○畠山委員 私は、カキの養殖業をしている漁師です。毎年山に木を植える運動を23年も続けております。

その科学的な根拠が、なかなか証明されることが難しかったのですが、昨年発表がありました。例えば、我が三陸沖は、世界三大漁場の1つです。この世界三大漁場をそうならしめているものは、アムール川流域の大森林と湿地帯から流れてくるフルボ酸鉄であるということが地球研の研究ではっきりしたわけです。

従って、森林の持っている公益的機能というものの数値化を、単に山だけといいます

か、林業というふうな立場だけで考える時代は、もう終わりました。また、三陸沖がそうした科学的なことで森林の恵みによってなされているということは、日本の沿岸域はすべてそうだということです。そこまで視野に入れて森林をどう考えるかということが、この国の形を、将来を考える上で最も基本的なことだと思います。

今、京都大学は、やっと学問的にそういう研究を始めまして、フィールド研のセンター長が、今度、林学の先生になって、実は、海まで来ているわけです。森林というのは、山だけが森林ではなくて、国の周りにもう一つの海の中に、汽水域という森林があるということですね。この縦割りのシステムの中で、本当の森林の持っている多面的機能を政策の中にきちんと組み入れていくことが非常に大事であると、是非、これを基本方針に入れていただきたいと思います。

また、今回の震災に関しまして、とにかく、多くの家を建てなければいけないわけです。どうやったら地域の木を使うような施策をしていただくかと、これが腕の見せどころではないかと思うわけです。10万軒以上の家を建てるということです。この機会を逃がすと、これだけの木材需要が起こることは、なかなかないと思います。千載一遇のチャンスです。もちろん、三陸の木だけでは間に合うわけではないので、速水さんなどは手薬煉ひいて待っていると思います。紀伊国屋文左衛門ではないですが、是非、日本中の山に手を入れていただくような施策を進めていただきたいと思います。そうしたことは政策評価に入るのかどうか分かりませんが、実施していただきたいと思います。そのことによって、山に手が入れれば川がよくなって、最終的に海までよくなるということは、間違いないことです。是非、森林の持っている多面的機能ということを考えるときに、沿岸域の海まで視野に入れ、そういうことを数値化して、達成度合を判定するということになれば、非常にうれしいことだと思います。その希望が1つあります。

先ほど、米粉の問題がありました。私が初めてこの農林水産省に来たとき、中の看板に食料自給率をどう上げるかという大きなポスターが張ってありました。そこで、奥さん方から聞くと、アサリの値段が今の半分になったら、週3回味噌汁をたくと、みんなは言っているのです。これは、データの中にあるかどうか分かりませんが、アサリの生産量と価格と米の消費量、これを突き合わせていただきたいと思います。そういうデータがあるかどうか分かりませんが、米の消費を増加させ、食料自給率をアップするために、米を食え食え、米粉を食え食えというふうな攻め方をするのではなくて、ご飯のおかずをどうするかということだと思います。大きな要因は、それは沿岸域の海を豊かにすることではないでしょうか。沿岸域の魚介類、海草が十分に出回れば、米の消費はあっとい間に増えるということは、目に見えていることです。寿司も安くなりますしね。そういうふうにもっていった方が話も楽しくなると思います。是非、シジミとアサリの生産量と価格と米の消費がどうリンクしていくかという統計資料をつくっていただければと思います。私の希望です。

そういう発想、林野と水産が接点をなるべく近づけるようにもっていけるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○金丸情報評価課長 林野庁、お願いします。

○安東企画課長 では、私の方から、まず、林野の森林の公益的機能のお話と、復興の

木材のお話をいただいたと思いますので、その2点について説明をさせていただきます。

森林も農業と同じように、公益的機能の数値というのを、もう随分前ですが、計算しています。今、その中身を持っていないのですが、おそらく、畠山委員がおっしゃったような海への影響という内容は入っていなかったと思います。水産の方でどれだけそれが数値化できるかということもあるかと思います。水産庁とも、いろいろ意見交換をしながら、どういったことができるかと、なかなかすぐにできることではないと思いますが、いろいろ知見を集めていきたいと思っています。

2点目の復興木材について、これは、あくまで我々のおおざっぱな試算ですが、民間住宅、公営住宅、公共施設なども含めて、木材が復興に700万 m^3 弱、年間生産量1,800万 m^3 の4割弱、全国で見て4、5か月分の木材がそれだけで必要になると思っています。これは到底、東北地方だけでは賄い切れませんので、全国挙げて対応していかなければいけないと思っています。そのためには、予算的な支援も必要ですので、3次補正として復興予算を組まれると聞いていますので、その中で、被災地周辺だけではなくて、全国的に材をスムーズに出していけるような予算を要求していきたいと思っています。

方針としても、実は、森林・林業基本計画を、これは5年に1回見直してありますが、昨日閣議決定をいたしました。この中でも復興に当たって地域材を活用して木造住宅を復興していくという、バイオマスをエネルギー資源、熱電併給システムを確立していくということも入れさせていただいています。その閣議決定に基づいて、具体的な施策を3次補正を手始めとしてやっていきたいと考えています。

○金丸情報評価課長 それでは、水産庁、お願いします。

○森企画課長 水産庁です。まさに日本型食生活というのを考えたときに、米と魚介類、この場合は味噌なのかもしれませんが、そういったものの組み合わせというのがあると、それは相互に関連しているのではないかというのは、御指摘を受けてみると、そうなのかもしれないと思います。

具体的にありましたアサリやシジミの価格、消費量、生産量と、米の連関、おそらく、これまで行ったことはないと思います。そこはトライをしてみて、また、結果を提供させていただければと思います。

○金丸情報評価課長 その他、御意見等ありますでしょうか。

それでは、この林業・水産業についての議論を終わらせていただきます。最後に成果重視事業に入りたいと思います。この事業は、平成17年の6月に閣議決定されました経済財政運営と構造改革に関する基本方針で掲げられました成果目標と予算の効率的執行と厳格な評価、予算への反映といった予算制度改革を定着させるための取組の1つで、18年度から創設されたものです。政策目標を効率的に達成するために、事業の性格に応じて予算執行を弾力的に行うことができ、年度ごと、計画期間終了後に事後評価を行うということとされております。冒頭申しましたように、当省におきましては、該当事業が3つあります。

まず、商物分離直接流通成果重視事業について、担当部局から評価結果について御説明させていただきます。

○吉井流通課長 流通課長です。御説明をさせていただきます。お手元の資料の資料5の1ページに商物分離直接流通成果重視事業です。

卸売市場における取引につきましては、基本的に現物を見ながら取引をするというのが原則です。これは商物一致というふうに申し上げております。平成16年の卸売市場法の改正におきまして、一定の規格性を有するもの、ジャガイモやタマネギなどについては、現物を見なくても適正な評価ができるだろうということで、電子情報処理システムをうまく構築すれば、電子商取引が進み、より効率的な流通が可能になるということを狙って実施した事業です。

農林水産省では、その導入を促進するという観点から、18から20年度まで3か年において10市場におきまして、受発注から物流まで一貫したシステムあるいはプログラム、これを設計いたしまして、実際に電子商取引を導入するモデル事業を実施してきたところです。ここに具体的な数値を整理しておりますが、これまでのところ、モデル事業で実施した中央卸売市場も含めまして、この電子商取引の拡大につながっていないというのが実情です。

これは、なぜかということですが、4ページ目をごらんください。2. 課題という形で整理をさせていただいております。これまで、さまざまな市場関係者から直接話を聞くあるいはアンケート調査を実施する等によりまして、私どもが把握したものです。その結果、3つの観点があると伺っております。1つは、システム構築、2つ目が取引参加者の観点、合意形成の観点ということです。

具体的に、1つ目のシステム構築については、なかなか情報通信のインフラ整備が進んでいない、こういった電子商取引ができる基盤がなかなか整備されていないということです。また、取引システム構築の初期投資リスクが相当大きいということ等によりまして、なかなかシステム構築が進んでいないというのが1つあります。

次に、取引参加者の問題です。対象品目が、ジャガイモ、タマネギ等に限定をされているということがあります。また、情報通信を活用できる人材が不足しているということです。特に仲卸業者と書いておりますが、取引に参加するものがなかなか広がらないという実態にあります。

最後に合意形成の観点です。この取引を開始するに当たっては、市場取引委員会、これは法律に基づくものですが、その審議を経て、開設者の承認が必要という形になっております。なかなか市場取引委員会が実際に開催できないということがあります。また、開催しても意見が対立してまとまらないといったようなことがあります。従って、関係者の合意形成が難しいという課題を整理しています。

そこで、4ページの3. 「今後の対応」という形で整理をさせていただいております。昨年の10月に第9次卸売市場整備基本方針を策定しております。これは、5年に一度策定をしているものです。その中で、効率的な取引の確保と、事務手続の簡素化等の措置を講ずる、この中で、電子商取引についても推進するという観点から、積極的な位置づけをしているところです。

また、併せて、この4月から業務運営通知の改正を行いました。具体的には、(1)の「システムにいて」2行目の「このため」以降に記載しています。端末の機能や商物

分離の対象品目等が変わらなければ、導入に伴う初期投資リスクは小さい。また、画面表示等の設定を切り替えることにより、スマートフォンなどの新たな端末等より容易に操作ができる機器の活用が可能となるということです。そういったものを積極的に広める必要があるだろうと思っており、これらの周知を行っていきたいと考えているところです。

5 ページ、(2)の「取引参加者について」です。これも、この4月に業務運営通知を改正いたしまして、電子商取引の対象品目を可能な限り追加をすると、生鮮の例えばキャベツだとかレタスなどにも広げていくことにしております。あるいは開設区域外の卸売業者に対しても売買参加者の対象に加えるなど、参加できる方々を相当追加をするという規定の整備をしたところです。

特に開設区域外の卸売業者に買参権を付与するという事で、市場間の取引に電子商取引を活用することが極めて高い可能性で広まっていくと想定され、これを踏まえて、積極的に指導していきたいと思っております。

最後に(3)「合意形成」です。これも業務運営通知を改正し、市場取引委員会の活性化という観点から、まず、委員の構成についての改善を行いました。これは、従来、例えば仲卸業者や、売買参加者あるいは小売などの非常に規模の小さい方々を相当程度数入れていて、基本的に全員が賛成しないと物事が決まらないといった形になっておりました。ここを例えば多数決にしたり、少し委員構成を考えたり、学識経験者の数を増やしてみたりするなど様々な方法があると思います。そういった運用改善を示したところで、これにより、より合意形成がやりやすくなるような委員会運営を図っていただくという指導をしているところです。

こうした取組によりまして、少しでも電子商取引が進みまして、言ってみれば、具体的には、商流としては卸売市場を通過しますが、物流は直接行くということで、相当効率がよくなります。消費者の皆様にも、より鮮度のいいものを、より安い価格でお届けすることができるということなので、これを進めていきたいと思っております。

以上です。

○金丸情報評価課長 続きまして、バイオマス関係、2本事業があります。よろしくお願いたします。

○信夫バイオマス推進室長 大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室長の信夫です。どうぞ、よろしくお願いたします。

今の説明に引き続きまして、環境バイオマス政策課の事業は2つあります。1つは、バイオ燃料技術実証事業、もう一つはソフトセルロース利活用技術確立事業です。

農村には、さまざまな資源が賦存しておりますが、これを活用することによって、農林水産省は、一方で食料自給率の向上を掲げておりますが、それと極力競合しないような形で活用することによって、農業、農村の振興を図っていこうと、こういう政策目的の下での事業です。

まず、②の方、バイオ燃料技術実証事業です。これにつきましては、まず、てんさい、小麦、米について、食用に回らないようなもの、お米のうちでも回らないようなものを使いまして、それでバイオエタノールをつくる技術を確認するという事業です。これを、

今、北海道2地区、新潟1地区、合計3地区でやっているところです。それで、1ページ目の達成目標のところをごらんいただきたいと思います。2つ達成目標を掲げてあります。

1つは、事業終了時のバイオエタノールの製造効率、これはトン当たりキロリットルですが、効率を高めるというものです。理論上は、エタノール変換量が出てきますが、その8割を目標にしております。例えば、てんさいであれば0.10を目標としていますが、理論上の0.125の8割が目標となっております。もう一つの目標は、バイオ燃料をガソリンなどと混ぜまして、その上で、自動車の燃料に使ってもらうということを想定しており、当然、そちらの法律、揮発油等の品質の確保に関する法律に、品質適合度、これは当然100%でなければならぬため、これを目的としています。

現状について、2ページ目、上から大なり小なりのような括弧の中で、4つ目、把握された効果です。この四角の中で、3地区あって使った原料、真ん中の表をご覧ください。製造効率のところですが、「目標」欄は23年度のもので、「H22計画」の欄は、上から4つ数字が並んでおります。北海道バイオエタノール地区のところは、上の0.094が余剰てんさいの数値で、下の0.35が規格外小麦です。実績が右に並んでいる数字のとおりです。22年度におきましては、おおむね達成されていると考えております。

もう一つの目標であります、品質適合度につきましては、すべての地区で100%ということで達成されています。

この事業については、情報評価課からも御説明がございましたが、成果重視事業となっております。予算の弾力的な執行によりまして、どういう工夫ができたかということですが、このような技術の実証事業については、常に技術的な問題が起こることが当然想定されます。例えば北海道バイオエタノールにおきましては、排出負荷が想定を上回るなどしまして、その処理の方法の検討に時間を要してしまいました。しかしながら、繰越明許の活用によりまして、これは翌年度に繰り越してきちんと執行ができたということです。オエノンホールディングスの地区につきましても、残渣が出てきたときの飼料化工程におきまして、配管の閉鎖トラブルが発生しましたが、これも繰越明許の活用できちんと執行できて、事業が問題なく進んだということです。

最初の事業は、以上です。

次に、3つ目の事業、ソフトセルロース利活用技術確立事業です。

こちらは、まさに食料と全く競合しない稲わらなどを使ったソフトセルロースと呼んでおりますが、稲わら、麦わらなどです。バイオ燃料を製造する技術を確認するという事です。最初に申し上げた事業は、これはある程度技術的には確立したものがあったので、実際にできるかどうかという実証事業でありましたが、こちらは技術的にもまだ世界的にも確立されていない分野ということで、技術確立事業ということになっております。

そして、達成目標ですが、これは3つあります。1つ目、ソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及びバイオ燃料製造に係る費用の合計です。1リットル当たり90円以下にするとしております。2つ目、バイオ燃料の製造設備では、安定的に供給しなければいけませんので、1週間以上の連続生産を行うということです。3つ目、日本は、

分散作圃等いろいろな問題があり、材料を集める段階でコストがかかるので、これを軽減しなければいけないということです。1ヘクタール当たりの収集時間を5時間程度以下にすると、この3つを掲げたところです。

2ページ目の真ん中の〈把握した効果〉のところをご覧ください。これは平成20年度から始まり、4地区で行われていますが、終わっているのが1地区、兵庫県の明石市の事業となっております。平成22年度で事業を完了いたしました兵庫地区におきましては、これは77.1円/リットルとなりました。これは、少し説明が必要かと思いますが、そのプラント自体は、非常に小さなものとなっております。いろんな試算をし、将来的な実用規模を考慮したスケールメリット、こういったものも反映させた上で計算をしますと、77.1円という結論が出ております。2つ目の目標であります、連続生産につきましては、北海道、兵庫、千葉、この3つの地区においては、連続生産1週間以上を実施することができました。一方の秋田地区におきましては、目標達成ができなかったのですが、これは、実は原料の前処理、糖化醗酵、蒸留、各工程それぞれにおいて実証試験をしたために、こういった結論になったということです。3つ目、ソフトセルロース系の収集運搬時間、これにつきましても、すべての地区において1ヘクタール当たり5時間程度以下ということになりました。

ということで、この事業につきましても、おおむね順調に進んできているのではないかと考えております。

説明は、以上です。

○金丸情報評価課長 それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたら、御発言をお願いいたします。

新福委員、どうぞ。

○新福委員 電子商取引について、この中で、5ページの(2)取引参加者についてと書いてありますが、これが、開設区域外の卸売業者に買参権を付与するとのお話しでした。ただ、これは、やはり卸売市場という1つの限定の中でされようとしているのでしょうか。私の考えでは、いろんなマーケットを広げて、卸売業者以外にもニーズはあると思っています。そうすれば、この電子商取引というのは、もう少し達成度合が案外早く良くなるのではないかと、生産者として思っているのですが、どうなのでしょう。

○吉井流通課長 新福委員の御指摘は、買参権を与える者を卸売業者だけではなくて、もう少し幅広い者にとということですね。おっしゃるとおりだと思っています。

ただ、今まで市場の流通は、基本的には開設区域内という、これは地方公共団体が開設者になっており、行政的には、その行政区域が中心となっております。ただし、そうは言っても、少しずつ広域の流通が広がってきておりますので、そういう中で、非常に希望が多いのが卸売業者です。

したがって、まずはここからやってみて様子を見ようと考えております。当然それ以外についても、徐々に緩和するという要望が出てくれば、そこはまた考えていきたいと思っています。とりあえず、まず、卸売業者を拡大してみよう。そこで、相当な要望というのが、結構拾えてくるのではないかと考えています。取引の量なども相当程度高まるのではと考えております。

○新福委員 補足なのですが、今、畠山委員がお見えですが、3.11以降に、私どもの南九州にリスク分散ということで、実は、野菜を植えられないかというニーズが来たわけなのです。それは、こういう災害、災難があってから、極端に言えば、市場以外、市場をもしくは経由しているかもしれないのですが、そういう食品大手が来ているのです。ただ、私たちには、ありがたいことなのですが、畠山委員のように災害、災難を受けられたところは、そういうチャンスがなくなるわけです。ただし、トータルでは、1つの需要があるとしたら、どこかは日本で、国内のものだったらやらなければならないわけです。私が言いたかったのは、そういう1つの市場の情報以外、もしくは市場関係者以外で、そういう電子商取引の中での情報を業界に広げたいということだったのです。

○吉井流課長 新福委員がおっしゃるとおりでして、我々考えているのは、市場取引の活性化。機能強化という観点でこれを考えております。そういう意味では、市場外の取引というのは、相当進んでおりまして、現在、市場を通っている流通というのは、どんどんシェアが低くなってきております。御承知だと思いますが、青果、水産で、大体どちらも6割です。相当程度下がってきている。それは、市場外流通が相当増えてきているということです。我々も当然ながら市場外の流通というのは、我々市場部局以外では、そうしたものを進めるべきであると言われます。あるいは地産地消という、地域で消費をする、これは市場も通りませんし、あるいは直売所の流通と、そういったものはどんどん進めるべきだと考えております。こうした中で、市場流通について、いかに効率化、活性化を図っていくかということで、市場流通の中でも、こういった活性化をどんどん進めていくべきだと考えております。これは、あくまでも、市場制度の中の特例措置を講じたものというふうに御理解をいただければと思います。

○新福委員 わかりました。

○金丸情報評価課長 左近委員、どうぞ。

○左近委員 この成果重視事業の1つの特徴の予算執行の弾力化というところで、インデックスの2の2ページのところ、繰越明許の御説明がなされていますが、もう少し具体的に説明いただけますか。この事業だからこそ、こういう繰越明許というのが非常にやりやすかったのか、あるいはできたのか、もし、この事業でなかった場合、どうだったのか、あるいは他の事業ですとか、分野などでもその応用とか、適用が考えられるのか。この文面を見る限りは、非常にこれでうまくいったというふうに見受けられますが、実際、この事業をやられたときの感想と言うんでしょう、御意見みたいなところを、もう少し具体的に教えていただければありがたいです。

○信夫バイオマス推進室長 私は、実は、この職に先週火曜日から就いておりまして、どこまで感想が申し上げられるか、不安定なところもありますが、実は、これは平成19年度から始まっている事業です。ここに書いておりませんが、まず、プラントをつくらなければいけなかったのです。そのハードの設備をつくるのに時間がかかりました。それが、大分遅れてしまったこともあって、そうすると、事業執行がどんどん遅れてくるという面も出てきます。それにプラスαで、技術面でのいろんな課題が出てきております。通常の実業だと、年度内執行をしなければいけないということで、非常に苦しかったと思います。

そういったいろいろな要因があるにもかかわらず、何とか 22 年度におきまして、こちらが設定している目標は、一応達成できております。これは、やはりこの事業がこういった弾力的な運用ができるというところに、1 つ起因しているのではないかと考えております。

○左近委員 一般の事業でしたら、繰越明許というのは起こすのはできない、あるいは困難と、どう理解すればよろしいでしょうか。

○金丸情報評価課長 通常は、相当の理由がなければ、それは難しいということです。

○坂井政策評価審議官 普通は公共事業とか、建築事業だけ例外的に認められていますが、日本の予算は単年度主義ですから、3月31日、厳密に言うと、執行期間があるのですが、年度間に使うというルールになっています。これは国によって仕組みが違うのですが、その例外が橋をつくったり、ダムをつくったりとか、ああいった公共事業は、やはり工事の期限が延長しますから、したがって、繰越明許ということが認められています。この時点までは、あくまでも公共事業あるいはそれに類するような事業に限定されていたんですね。その例外をつくったということで、そういう予算の執行面では、役所の中では、非常に画期的な事業だったと考えております。実際に、様々な要因で年度内というのが無理な場合が起きていますから、非常に役に立ったということだと思います。

○堀口委員 少し関連して、今、伺っていて思ったのですが、実験、実証型の事業というのは、我々一般の人間から見て、最終的に何を目標しているのかが、非常にゴールが見えにくいと思います。これ自体も、多分、中期的な部分での事業だと思います。つまり、それが将来的な実用化までいくのか、生産量の更なる拡大に行くのか。今、この事業がどの辺りにいるかというものが、常に見えつつ検証されていくような形にしてはどうかと思います。これはお答えいただくというよりは、意見なのですが、それぞれ中期的な、もしくは短期的な事業の実施の成果を見ると同時に、それが先々どう続いて、どの辺にゴールがあるのか、何を目標すのかが常にはわかるようにしていただけると、より一般の国民にもわかりやすいものになるのではないかと思います。

○金丸情報評価課長 了解いたしました。

大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 私も、やはりそのように、同じ疑問を持ちました。今回は余剰のてんさいであるとか、規格外の小麦などをバイオ燃料にすると。そういうので、食用と重ならないで、要するに食べられないものを燃料にするというのは、吸収できていいなとも思います。非常に不確定要素が強い、余剰が出なかったらどうするのかとか、規格外が少なかったらどうするのかと思ってしまいます。一方で、工場があって常に回していかなければ効率が悪いのに、それをどうしていくのという問題もあり、なかなか一般的に広がっていかないのではないかと懸念はあります。将来的にどういうところに位置づけていくのか、1 つお聞きしたいところです。

もう一つ、ソフトセルロース、稲わらを使うというのについては、食用と重ならないところで、食用にならないものを燃料として使うというのは、非常に良いと思います。将来的に、これは稲わらだけでと考えているんでしょうか、例えば麦稈のように、食用と

重ならない他の分野でも考えていくのかどうかというところも重ねてお聞きしたいです。

○信夫バイオマス推進室長 全体の位置づけというのは、全く御指摘のとおりです。これにつきましては、くどくどと申し上げませんが、昨年の12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定されております。ここに政策の目指すべき方向性、ゴール、こういったものが書かれております。従って、どの時点にあるのかということは、常に意識し、また、対外的にも説明しながら事業に対する理解を得ていきたいと思っております。

稲わらだけかというお話については、当然、麦わら、籾殻、こういったいろんなソフトセルロースと呼ばれるものについては、広く対象にしているところです。

○金丸情報評価課長 堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 電子商取引のところが、最終的には、22年度までということでしたが、これはシステムを開発されて、それを普及するということでした。おそらくこの後、スマートフォンも入れられるというお話で、また、システム投資をされるということでした。システムというのは、古くなっていくものなので、また、いわゆる再投資が必要になってくると思われまます。この後は、それぞれの卸さんでやってくださいというものになるのか、この後も国が、これのためにやっていくのか、もしくは広まりによっては判断だと思いますが、意外と1回で開発が終わりというのは、通常システム投資では絶対にあり得ないので、それをどう考えておられるのか、お伺いしたいと思えます。

○吉井流通課長 基本的に、今回、10市場で、品目を変えてシステムを構築しております。その基本的な品目についてシステム構築をしております。そのシステムについては、融通が可能だという前提で対応させていただいております。それぞれの基本的な品目ごとのシステム経費が、1,500万円ほどかかっております。それが、今度は、それを活用することによって、例えば数万円だとか、数十万円程度で新たなシステム構築というのが可能になるということです。

ただし、スマートフォンを使う場合には、若干コストがかかるようで、100万円程度のコストがかかるだろうということです。そうはいつても、これまで以上の1,500万円といった莫大なコストはかからないので、かなり進行度は高まるのではないかと考えています。

○堀口委員 民間で考えると、そんなふうに品目を増やすだけの話ではなくて、そもそもシステム構築、社会の現状によって取引の仕方が変わってくることによって、開発というのは、増築していったりすることが、可能性として結構あります。

これをやって一番怖いのは、その後、時代とともにシステムが変わっていかねばいけなくて、できないと古い産物になり、だれもが使わないという状況になる可能性がすごく大きいと思っています。もし、今後、本当にそれを広めるのであれば、独立して各取引ができるような状況を、やはりどこかでしっかりと、民間だけでできるようにするのか、もしくは国が、5年後には必ずもう一回見るとか、そういう状況にした方がいいと感じました。

○吉井流通課長 基本は、民間が主体的に、そのシステム開発も含めて対応していただくというのが基本だと思っております。当面は、既存のシステム、開発していただいた

システムが活用できるというところがありますが、当然将来的には、民間が主体的に、独自にやっていただくということが基本だと考えています。そのための、我々の指導というのは、引き続きやっていきたいと思っております。

○金丸情報評価課長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 今、お伺いしていて、思ったのですが、この電子商取引がどんどん拡大していくことによって、いろいろと便利な点もあると思います。しかし、その反面として、こうしたネットワークなどで電子商取引を活用することになると、これまで想定していなかった様々な違法行為、なりすまし等の問題も想定されますが、そういった問題についての何らかの対応を既に考えておられるのでしょうか。

○吉井流通課長 実は、その部分が結構弱いところで、既存のシステムの中では、当然、これはプログラムの専門家の方々にも入っていただいておりますので、そこは考えています。ただ、それを応用していく段階でという、特に先ほど申し上げましたように、仲卸の方々というのは、非常に情報に疎いものですから、なかなかその辺の理解が進まないというのは、実態としてあります。

例えば、仲卸も個別でそれぞれやるのではなくて、例えばもう少し広い範囲で、事業共同組合をつくる、もう少し規模を大きくして考えてみるといったことは、必要だと思っています。御懸念の、例えば情報が他に漏れてしまうとか、いろいろな話が出てくるかと思えます。そういった点については、我々も疎い面もありますので、別途、しっかり専門家に対応してもらおうよう、させていただきたいと思っております。

現に、今のシステムの中では、開設者がしっかりと御懸念のような情報のチェックをすることになっております。

○山本委員 十分御検討していただければと思います。ごく閉じられた市場の中だけの取引ということであれば、ある程度、想定もつき対応可能かと思えますが、例えば、御提案されているように開設区域外の卸売業者等にも取引を広げていくということになると問題も生じる可能性があります。法制度というのは、そもそも不器用で、直接の相対取引を念頭に置いて制度というのが組まれているため、今でもインターネットの中で起きてくる様々な問題に法律がついていけない部分というのがかなり生じています。

更に、こうした電子商取引などについても、農林水産省だけの問題ではなくて、やはり法務省や経産省などとも御相談されながら、様々な対応策というのを事前に考えておかれるのがよろしいかと感じました。

○吉井流通課長 わかりました。検討させていただきたいと思えます。

○金丸情報評価課長 それでは、時間です。そろそろよろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日の議事は終了いたしました。長時間ありがとうございました。御指摘を踏まえまして、また御相談させていただきたいと考えております。また、本日、時間が限られておりましたので、更に御不明な点等がありましたら、事務局までお知らせいただければ、対応させていただきたいと存じます。

なお、本委員会の資料は、会議終了後、農林水産省ホームページ上で公表することといたしております。また、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、発言者の氏名とともに公表することになっておりますので、あらかじめ御了

承をお願いします。

それでは、以上で、第2回政策評価第三者委員会を終了させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

午後6時 15分閉会